



第4次 嬉野市 男女共同参画行動計画

(嬉野市女性活躍推進計画)
(嬉野市DV被害者支援基本計画)



令和5年3月

嬉野市

ごあいさつ

人口が減少していく未来であっても輝き続ける嬉野市を実現していくためには、すべての人がお互いを尊重し支え合い、一人ひとりが活躍することができる男女共同参画社会を実現する必要があります。

嬉野市では、これまで、2018（平成 30）年度に策定した「第3次 嬉野市男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、少子高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化や、新型コロナウイルス感染症拡大等の新たな課題が生じ、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しました。

こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、このたび、「第4次 嬉野市男女共同参画行動計画」を策定いたしました。

本計画では、『性別にかかわらず、お互いを尊重し支え合い、人生 100 年時代をともに活躍できるまち 嬉野』を基本理念として、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「生涯を通して安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会実現のための意識改革・環境整備」「推進体制の充実・強化」の4つを基本目標に掲げています。

また、「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」及び「DV 防止法に基づく市町村基本計画」を盛り込み、一体的に施策を進めていくこととしております。

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで実現できるものではなく、地域、事業者、市民の皆様とともに各施策を推進していくことが重要と考えております。皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 5 年 3 月



嬉野市長 村上 大祐

令和4年度嬉野市男女共同参画審議会を代表して

令和4年4月に、佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」館長として就任しました田口香津子と申します。この度、第1次から第3次にわたり男女共同参画行動計画策定の中核となり、審議会を牽引してこられた波田あい子会長からバトンを引き継ぎ、第4次行動計画策定に携わることとなりました。今回の第4次嬉野市男女共同参画基本計画も、第3次計画同様、嬉野市女性活躍推進計画と嬉野市DV被害者支援基本計画を兼ねています。



今回の審議会は、嬉野市の各団体からの推薦や公募の委員11名と市外委員の私を加え、計12名で構成されています。私たちは、見栄えの良い計画を作ることが目標ではなく、この計画が実行性のあるものとなり、嬉野市の男女共同参画が進んでいくことを願って、率直に意見を出し合い、軌道修正をしてきました。事務局の提案をそのまま通す審議会ではありませんでしたので、担当の企画政策課もタイトなスケジュールの中、審議会の意向を受けて変更後の計画策定に注力していただきました。感謝申し上げます。

そもそも、嬉野市は、平成21年に「嬉野市女性・こども家庭支援センター」を設立し、DV被害者への電話・面接相談をはじめ、女性や子供たちの自立支援のための回復的ケアを実施されてこられました。DV被害者支援の分野からすれば、嬉野市は、佐賀県内でも先進地であり、全国的にも優れた実践と評価されています。また、犯罪被害者支援の窓口も県内でいち早く設置するなど、嬉野市は被害者の支援に関して一目置かれてきた経緯があります。計画策定の過程でも、嬉野市内の各種団体に丁寧にヒアリングをされ、多様な意見を反映させようとされており、独自性のある計画となっています。

近年の社会変革のスピードを鑑みると、計画策定の段階では予測もできなかった展開が計画期間の5年も経たずして生じるかもしれません。逆に遅々として進まぬ分野には、市民の皆様からの声が一層必要になってくるかと思います。市民の皆様が、この計画を育ててくださる主役です。1人ひとりの人権を尊重するのが男女共同参画社会です。その社会を目指す、われらが嬉野市を誇りに感じていただけますことを心から願っています。

会長 田口 香津子

目 次

第 1 章 行動計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 本計画と SDGs の関係	3
4 計画の期間	4
5 計画策定の背景	5
第 2 章 嬉野市の男女共同参画にかかると課題	9
1 嬉野市の現状	10
2 市民意識調査・中生意識調査からみた現状と課題	18
3 関係団体ヒアリング調査からみた現状と課題	20
4 施策実施状況からの課題	23
5 男女共同参画推進における課題整理	26
第 3 章 嬉野市男女共同参画の基本的な考え方	29
1 計画の目標	30
2 計画の基本理念	31
3 施策の体系	32
第 4 章 計画の内容	33
基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大	34
重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	34
重点目標 2 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	36
重点目標 3 産業活動における男女共同参画の推進	40
重点目標 4 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	42

基本目標 2	生涯を通して安全・安心な暮らしの実現	45
重点目標 1	あらゆる暴力の根絶	45
重点目標 2	生活上の困難や人権課題を抱える人々への支援の充実	54
重点目標 3	生涯を通じた男女の健康支援	59
重点目標 4	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	63
基本目標 3	男女共同参画社会実現のための意識改革・環境整備	65
重点目標 1	意識改革に向けた広報・啓発の推進	65
重点目標 2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	70
重点目標 3	仕事と家庭の調和のための多様で柔軟な働き方の支援	74
重点目標 4	子育て・介護環境の整備	78
重点目標 5	国際的な協調の推進	79
基本目標 4	推進体制の充実・強化	80
重点目標 1	推進体制の整備・強化	80
重点目標 2	協働による取組の推進	83
重点目標 3	総合支援施設の充実	84
第 4 次嬉野市男女共同参画行動計画の目標値		85
資料編		89
1	男女共同参画社会基本法	90
2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	94
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	103
4	嬉野市男女共同参画を推進する条例	113
5	嬉野市男女共同参画審議会規則	116
6	嬉野市男女共同参画審議会委員名簿	117
7	第 4 次男女共同参画行動計画策定の経緯	118

第1章

行動計画の策定にあたって

第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が性別により差別されることなく、個人として尊重され、自らの意思によってあらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を担う社会です。1999（平成 11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）において、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられており、地方公共団体は基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施する義務があると定められています。

嬉野市では「男女がともに自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現」を目指して、2014（平成 26）年4月に「嬉野市男女共同参画を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行し、男女共同参画の推進に関する基本理念や市、市民等の責務、基本的施策などを定めています。

また、2008（平成 20）年に第1次となる「嬉野市男女共同参画行動計画」（以下「第1次行動計画」という。）を策定し、以降2度の改定を行いながら、男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

2018（平成 30）年度に「第3次嬉野市男女共同参画行動計画」（以下「第3次行動計画」という。）を策定してから5年が経過し、少子・高齢化の進行や家族の姿の変化、新型コロナウイルス感染症による女性の雇用や所得への影響等、社会経済情勢が大きく変化していること等を踏まえ「第4次嬉野市男女共同参画行動計画」（以下「第4次行動計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取組を推進します。

2 計画の性格

（1）国及び佐賀県の男女共同参画基本計画との関連

国の「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づき、国及び佐賀県の男女共同参画計画を勘案して策定するものです。

（2）市条例の具体化

「嬉野市男女共同参画を推進する条例」第 11 条第1項に基づく、男女共同参画社会の推進に関する基本計画としての役割を果たすものです。

(3) 女性活躍推進法との関連

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律¹」（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づき、基本目標 1 の部分を市町村推進計画と位置づけています。

(4) DV 防止法との関連

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づき、基本目標 2 の中の重点目標 1 の部分を市町村基本計画と位置づけています。

(5) 市総合計画との関連

本計画は、嬉野市第 2 次総合計画の部門別計画であり、施策の推進にあたっては、総合計画との整合性を図ります。

3 本計画と SDGs の関係

「SDGs」は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための 2030（令和 12）年までの開発目標です。2030（令和 12）年を期限として、貧困や不平等をなくし、ジェンダー²平等を実現するなど 17 の開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げ、国際社会全体の課題として取組を進めています。

本市においても、SDGs の理念「誰一人取り残さない」を踏まえ、ジェンダー平等な社会の実現を推進していくことが求められています。



※「第 4 章 計画の内容」の基本目標ごとに関連するアイコンを掲載しています。

¹ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。

² ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

4 計画の期間

第4次行動計画は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

● 事業の区分と実施時期

区分	実施時期
I	現在実施している事業の継続
II	2027年度までに実施する事業
III	将来的に実現を目指す事業
A	重点的に取り組む事業
B	新規事業
C	市独自の事業

5 計画策定の背景

(1) 世界の動き

① 国際婦人年

国際連合（以下「国連」という。）は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」と定め、これを契機に女性の地位向上や性差別撤廃の取組が本格化しました。また同年に開催された第 1 回世界女性会議では「世界行動計画」が採択されました。更に同年の第 30 回国連総会では「平等・発展・平和」を目標に掲げ、1976 年から 1985 年までを「国連婦人の 10 年」として、取組を展開しました。

② 女子差別撤廃条約

1979（昭和 54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会において採択されました。この条約では、あらゆる分野において女子に対する全ての差別を禁止・撤廃するための措置を締約国が講じるとともに、慣習や慣行など個人の意識改革も求めています。

③ 第 4 回世界女性会議

1995（平成 7）年に北京で開催され、女性の地位向上とエンパワーメント³を達成するために優先的に取り組むべき 12 の重大問題領域が明記された「行動綱領」と、その実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。5 年ごとに行動綱領の進捗と今後の課題を世界全体で振り返る取組が行われています。

④ UN Women の発足

2011（平成 23）年にジェンダー関連の 4 つの機関を統合した新たな機関として「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（UN Women）が発足されました。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

⑤ ジェンダーギャップ

2022（令和 4）年に公表されたジェンダーギャップ指数において、わが国は 146 か国中 116 位となっています。これは世界経済フォーラムが各国における男女格差を数値化しランク付けしたもので、政治・経済・教育・健康の 4 つの分野のデータから算出されます。わが国は、世界的に見て低位の状態が続いており、特に政治・経済分野における順位が低くなっています。

³ エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。女性のエンパワーメントとは、女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

(2) 国の動き

① 「第3次計画」が作成されて以降の男女共同参画に関する法律

2018（平成30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。その後、2021（令和3）年に一部改正され、国・地方公共団体の施策の強化等が盛り込まれました。

2019（令和元）年には「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が公布・施行され、一般事業主行動計画⁴の策定義務の対象拡大、セクシュアルハラスメント⁵等の防止対策の強化などの措置が講じられました。2022（令和4）年に改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されました。

2020（令和2）年には「男女雇用機会均等法」が改正され、ハラスメント防止対策の実効性の向上に努めることなどが定められています。

2021（令和3）年には「育児・介護休業法」が改正され、産後パパ育休制度の創設や個別周知・意向確認の措置の義務化などが行われました。

② 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定

これまでの災害対応において、意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じたことから、地方公共団体が災害対応にあたって取り組むべき事項をまとめたガイドラインが作成されました。

③ 「令和4年版 男女共同参画白書」報告書

2022（令和4）年に「令和4年版男女共同参画白書」が公表され、家族の姿の変化と人生の多様化、結婚と家族を取り巻く状況について整理し、人生100年時代における男女共同参画の課題として、女性の経済的自立を可能とする環境の整備、柔軟な働き方を浸透させることの重要性などを指摘しています。

④ 「男女共同参画基本計画」の策定

1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、この法律に基づいた「男女共同参画基本計画」が2000（平成12）年に策定されました。

2020（令和2）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備などが盛り込まれています。

⁴ 一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するため、企業が女性活躍に関する状況把握や課題分析を行い、その結果を踏まえた行動計画の策定、目標を達成するための具体的な取組内容をまとめたもの。

⁵ セクシュアルハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意志に反して行われる性的関係の強要、性に関する発言、体に触るなどの性的な言動のこと。

(3) 佐賀県の動き

佐賀県では、1999（平成 11）年に「基本法」が制定されて以降、2001（平成 13）年3月に「佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、同年 10 月には「佐賀県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、5年ごとに計画を改定し、佐賀県における男女共同参画社会を実現するための施策を、総合的、体系的に推進してきました。

2021（令和3）年には、社会経済情勢や県民の意識の変化を踏まえ、新たに「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

また、2014（平成 26）年に県内の経済団体が中心となり、女性の活躍による地域経済の活性化を推進するための「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。女性の活躍推進佐賀県会議の取組を進めるため、県内各企業から集まったメンバーが Jump Up Women SAGA（ワーキンググループ）を組織し、女性管理職比率・数の向上、女性が活躍しやすい環境整備など、重点活動項目に資する事業についての検討や調査等を行っています。

2019（平成 31）年には「DV 防止法」に基づき「佐賀県DV防止 被害者等支援基本計画（第4次計画）」を策定しています。

さらに、2021（令和3）年に現行法制度の中で様々な性的指向⁶や性自認⁷の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的として「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

● 第5次佐賀県男女共同参画基本計画の体系（計画期間 2022～2027年）

基本方向	重点目標
1 男女共同参画推進の基盤づくり	(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成 (2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成
2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり	(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶 (4) 生涯を通じた男女の健康支援 (5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備 (6) 防災・復興における男女共同参画の推進
3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	(7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革 (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

⁶ 性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表す概念。具体的には恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

⁷ 性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを表す概念。

(4) 嬉野市の取組

2006（平成 18）年に嬉野町、塩田町が合併し、新市制の嬉野市において男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、関係部課相互の緊密な連携を図るため、嬉野市男女共同参画推進本部設置要綱を策定し、嬉野市男女共同参画推進本部を設置しました。また推進本部の中に各課長をもって組織する幹事会を置きました。

2008（平成 20）年には、男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため「第 1 次行動計画」を策定し、以降 2 度の改定を行いながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

2013（平成 25）年には、嬉野市を訪れる全ての人及び市民が観光や社会生活等の中で、安心と心のゆとりを感じるまちづくりを推進するための「嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例」を公布・施行しました。

2014（平成 26）年には、男女がともに自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会を目指して「嬉野市男女共同参画を推進する条例」を公布・施行しました。また、条例に基づき「嬉野市男女共同参画審議会」を設置しました。

2016（平成 28）年には、嬉野市特定事業主行動計画⁸・嬉野市女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画を策定しました。その後、2021（令和 3）年に見直しを行い、本市の職員全員が仕事と家庭を両立し、個々の個性と能力を十分に発揮できる職場環境の整備や、ハラスメント対策に取り組んでいます。

さらに、令和 3 年には「第 3 次行動計画」の終了を見据え「第 4 次行動計画」策定の基礎資料とするため、市民を対象に男女共同参画に関する意識調査（中学生意識調査を含む）を実施しました。そして「嬉野市男女共同参画審議会」及び「嬉野市男女共同参画推進本部」、「推進本部幹事会」において、施策の成果を総合的に検証し、議論を重ね、「第 4 次行動計画」の策定に至りました。

●男女共同参画に関する市民意識調査 調査概要

調査対象者	嬉野市在住の 20 歳以上の市民
調査方法	郵送法（郵便による調査票配布・回収）
調査数	2,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）
有効回収数 （回収率）	745 人（37.3%）
調査実施期間	令和 3 年 10 月 19 日～令和 3 年 11 月 2 日

⁸ 特定事業主行動計画

女性活躍推進法第 15 条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められている。

第2章

嬉野市の男女共同参画に かかる現状と課題

1 嬉野市の現状

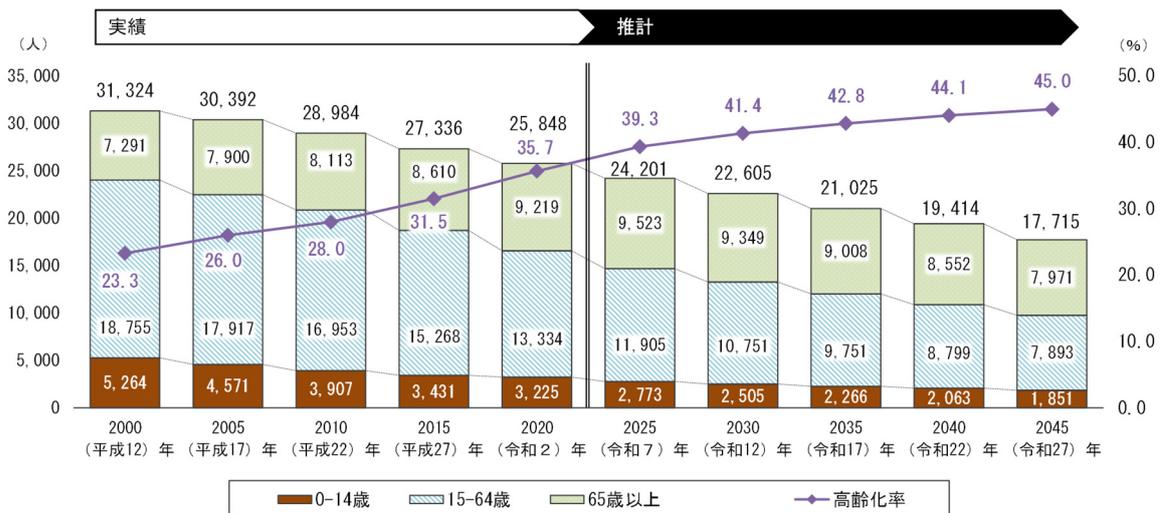
(1) 人口の状況

1) 総人口の推移

本市の総人口は、減少傾向にあり、2020（令和2）年の国勢調査人口では25,848人となっています。（※）

年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は増加し続けている一方、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少の一途をたどっており、本市においても少子高齢化が進行しています。

図表1 総人口・年齢区分別人口（高齢化率）の推移及び将来推計（嬉野市）



資料：実績値は各年国勢調査、推計値は社人研（平成30（2018）年推計）

※ 嬉野市人口統計では、令和3年25,341人、令和4年25,137人（各年9月末）

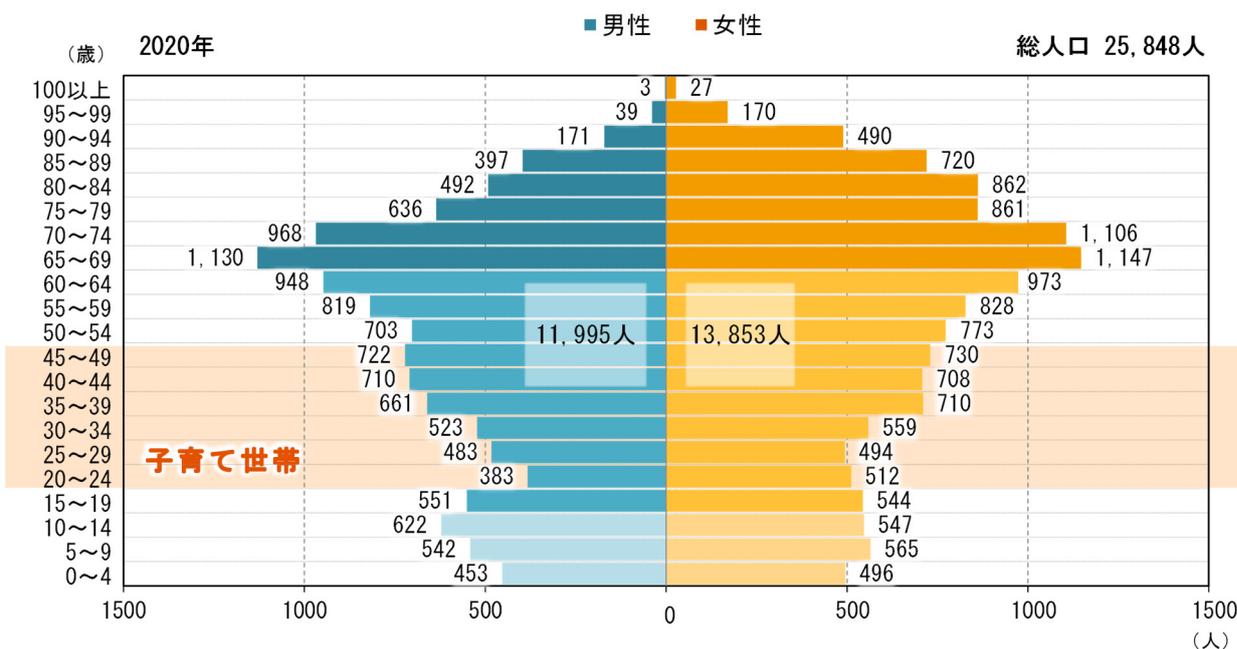
2) 5歳年齢階級別人口構成

2020（令和2）年における本市の5歳年齢階級別人口をみると、20歳以上のほぼ全ての年齢階層で女性の人口が男性の人口を上回っています。また、男女とも65～69歳の人口が最も多くなっています。これらは佐賀県と同様の傾向です。

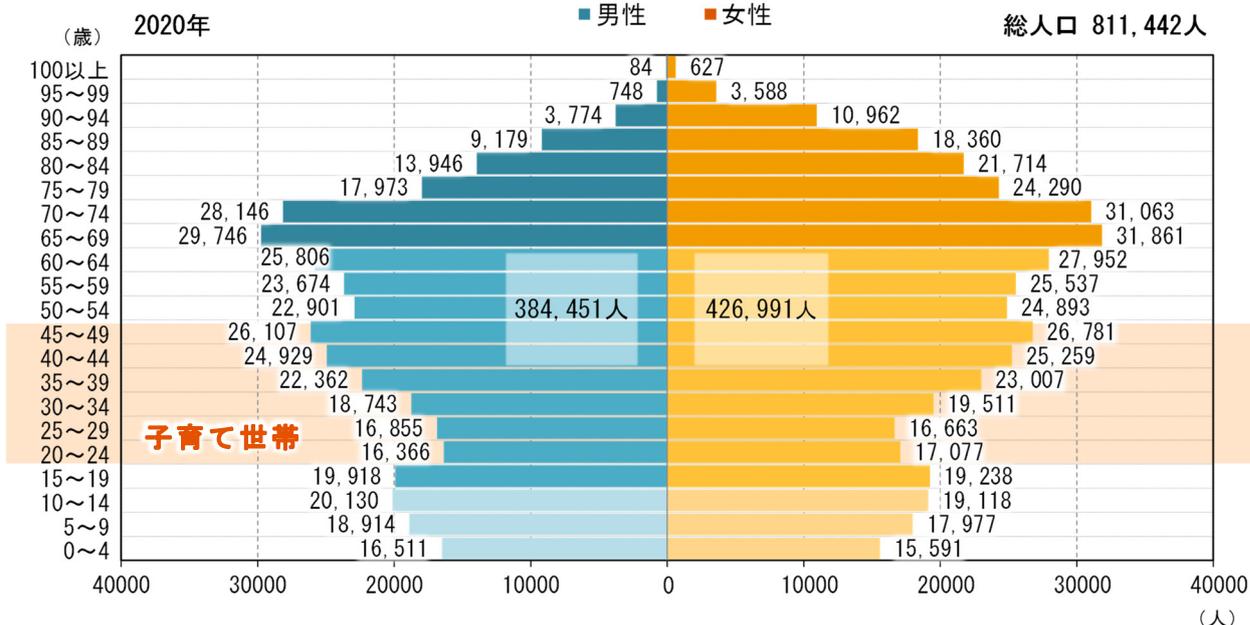
子育て世代（20～49歳）の人口は少ない状況で、この傾向は佐賀県と異なっています。

図表2 5歳階級別人口構成

嬉野市



佐賀県



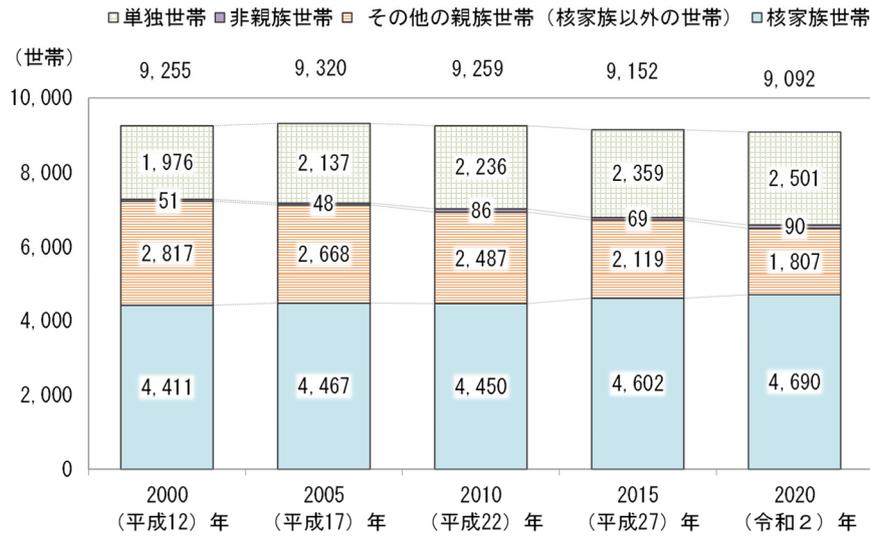
資料：国勢調査

(2) 家族形態・婚姻関係の変化

1) 一般世帯の状況

本市の世帯数の推移をみると「単独世帯」と「核家族世帯」は増加し、「その他の親族世帯（核家族以外の世帯）」は減少するなど、家族形態が変化しています。

図表3 世帯数の推移（嬉野市）

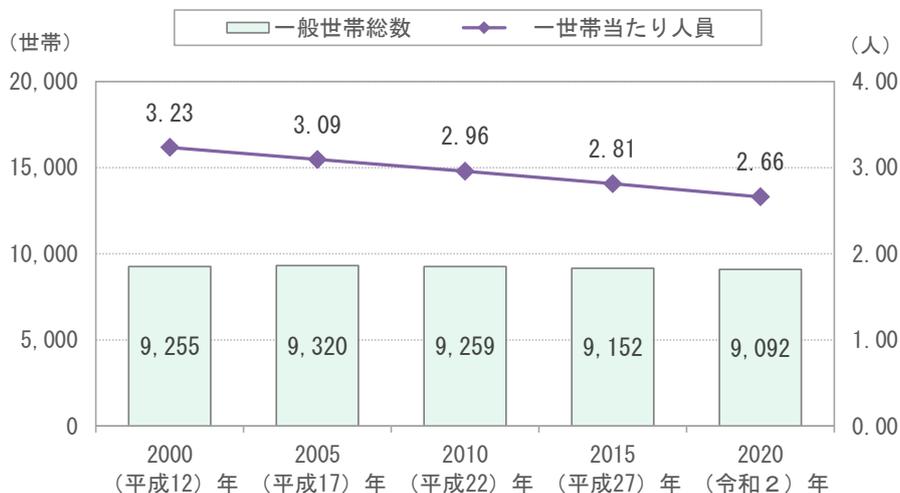


資料：国勢調査

2) 一般世帯総数及び一世帯当たり人員の状況

本市の一般世帯数はほぼ横ばいで推移しており、2020（令和2）年は9,092世帯となっています。一方で1世帯当たり人員は年々減少しており「単独世帯」と「核家族世帯」の増加が見てとれます。

図表4 世帯数の推移（嬉野市）



資料：国勢調査

3) ひとり親世帯の状況

本市の一般世帯に占めるひとり親世帯数は、2020（令和2）年で138世帯となっています。母子世帯数は、2000（平成12）年から2020（令和2）年の20年間に20世帯減少しています。

図表5 ひとり親世帯の推移（嬉野市）



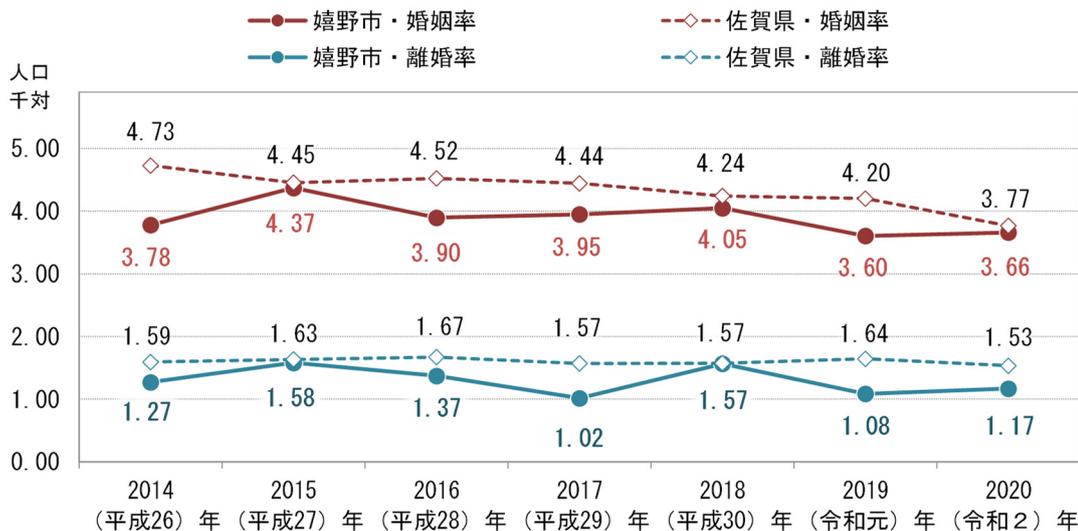
※母子世帯数とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯数。父子世帯数とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯数。

資料：国勢調査

4) 婚姻率・離婚率の推移

婚姻率・離婚率（人口千対）ともに、横ばいで推移しており、佐賀県を下回っている状況が続いています。

図表6 婚姻率・離婚率の推移

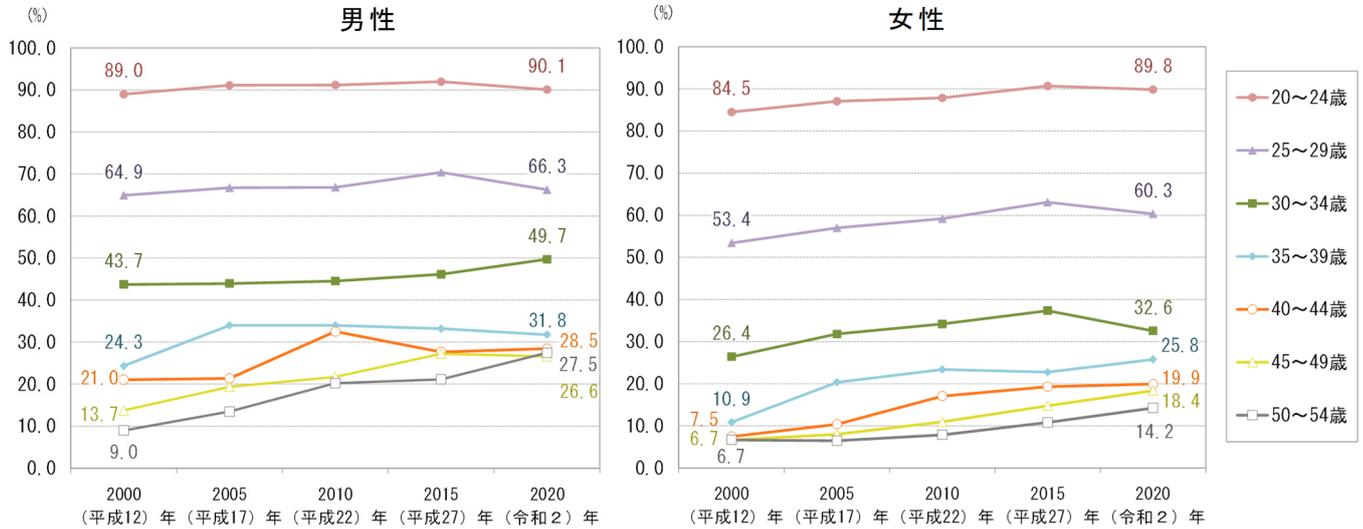


資料：佐賀県人口動態統計

5) 未婚率の推移

未婚率について、2000（平成12）年から2020（令和2）年の推移をみると、男女ともに全ての年代で、未婚率が上昇しています。

図表7 未婚率の推移（嬉野市）



資料：国勢調査

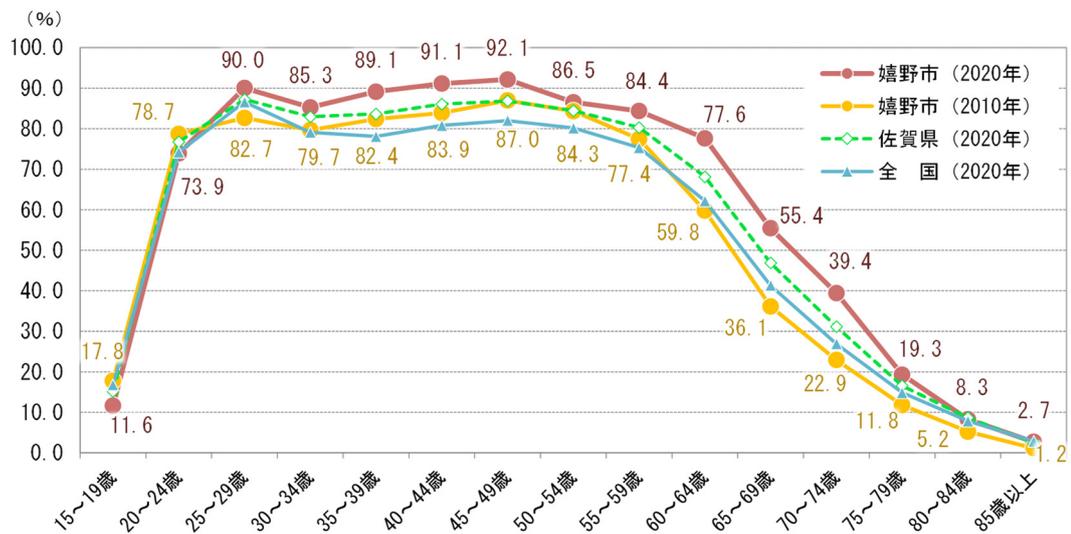
(3) 女性の就労をめぐる状況

1) 女性の年齢階級別労働力

本市の2020（令和2）年における女性の年齢階級別労働力率は、30代前半に低下していますが、2010（平成22）年と比べると上昇しています。

また、20代後半から70代後半までの労働力率は、国や県と比較しても高くなっており、未婚者の増加や結婚・出産後も働く女性が増えたことなどが要因と考えられます。

図表8 女性の年齢階級別労働力率

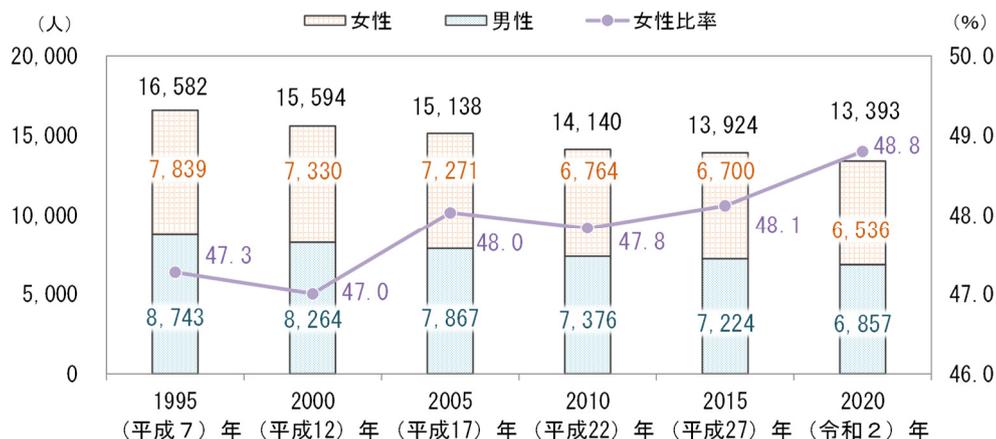


資料：国勢調査

2) 女性の就業状況

男女ともに就業者数は減少傾向にあります。就業者に占める女性の割合は増加しています。

図表9 就業者数、就業者に占める女性の割合（嬉野市）



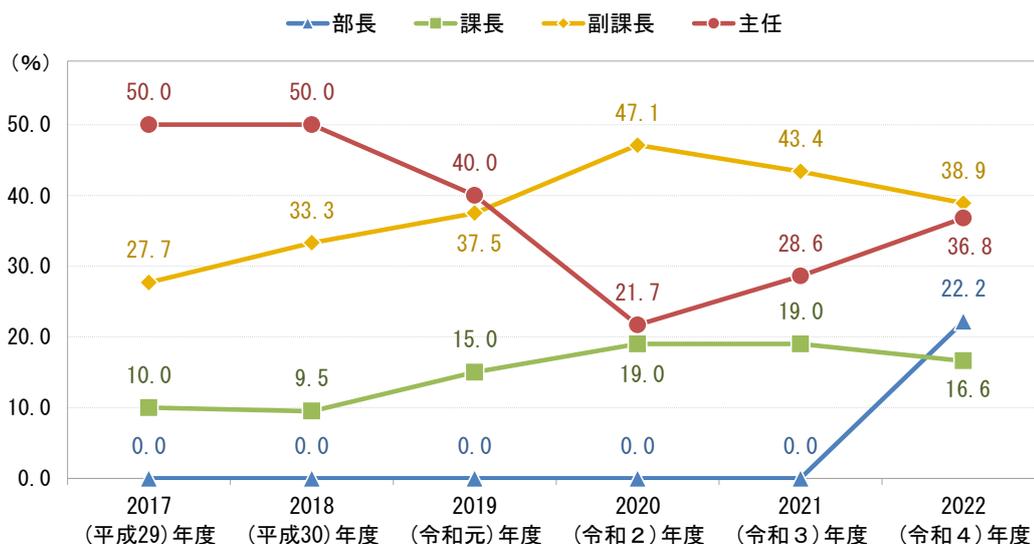
資料：国勢調査

3) 各役職段階の職員の女性割合（市職員）

2022（令和4）年度における部長に占める女性の割合は22.2%となっており、前年度から大きく上昇しました。

一方で、課長や副課長に占める女性の割合は、2020（令和2）年度以降、低下傾向にあります。

図表10 各役職段階の職員の女性割合（嬉野市）



資料：女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表(令和4年10月公表)
 ※平成29年度は、(令和3年8月公表分)

(4) 地域における男女共同参画の状況

1) 区長（自治会長）の女性比率

本市の区長における女性比率は、2019（令和元）年度以降 0.0%となっており、佐賀県と比べて低い状況です。

図表 11 区長（自治会長）の女性比率

	総数（人）	うち女性の数 （人）	女性比率 （%）	（参考）
				佐賀県の 女性比率（%）
2018(平成30)年度	88	1	1.1	2.2
2019(令和元)年度	88	0	0.0	1.7
2020(令和2)年度	88	0	0.0	1.9
2021(令和3)年度	88	0	0.0	1.5

資料：庁内資料

2) 地域における委員等の女性比率

本市の民生委員・児童委員の女性比率は 58.1%となっており、女性が過半数を占めています。一方で、小学校・中学校の PTA 会長と公民館館長に関しては女性の参画は進んでいない状況です。ただし、PTA に関しては母親部長という別の役職を各学校で設けています。

図表 12 地域における委員等の女性比率

	総数（人）	うち女性の数 （人）	女性比率 （%）
民生委員・児童委員	74	43	58.1
小学校 P T A 会長	8	0	0.0
中学校 P T A 会長	4	0	0.0
公民館館長	54	0	0.0

資料：庁内資料（令和3年4月1日現在）

(5) 現状からみた課題

1) 人口減少・少子高齢社会への対応

・総人口は減少傾向にあり、また少子高齢化が進行しています。さらに子育て世代（20～49歳）の人口は少ない状況です。市の持続的発展のためにも、女性や若者、高齢者等が個々の能力を發揮して働ける環境の整備が必要です。

2) 家族の姿、結婚観の変化への対応

・単独世帯や核家族世帯、未婚率の増加に伴い、世帯の支え合い機能が低下することで、子育てや介護等の生活上のリスクや社会的に孤立するリスクが高まることが懸念されます。安心して住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

3) 働く女性の課題

・本市の女性の年齢階級別労働力率は上昇傾向にありますが、30代前半に4.7ポイント低下しています。働きたい人が性別に関わりなく、能力を發揮できる機会を確保するため、結婚や出産、子育てによって、就業を中断しなくてもよい環境を整備していくことが必要です。

4) 地域における男女共同参画の課題

・区長や地域における委員等の女性比率は低い傾向にあり、2021（令和3）年の女性の区長・PTA会長・公民館館長は0人となっています。地域の多様化する課題やニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。そうした観点から、地域活動の担い手が特定の性別や年齢等に偏り、役割を固定化することのないよう、女性や性的少数者（LGBTQ）⁹、若者等の参画拡大を図ることが重要です。

⁹ 性的少数者（LGBTQ）

LGBTQとは、女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）、男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）、生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人（Transgender：トランスジェンダー）、自分自身の性自認や性的指向が揺れ動いたり迷ったりしている人（Questioning：クエスチョニング）の頭文字をとったもので、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。

2 市民意識調査・中学生意識調査からみた現状と課題

(1) 男女平等・男女共同参画に関する意識について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会」という言葉について「内容まで知っている」人は、女性が44.4%、男性が44.9%となっており、男女とも「第3次行動計画」の目標である50%には届きませんでした。前回調査より10ポイント以上増加しています。 ・中学生では「男女共同参画社会」という言葉について「よく知っている」と回答した人は、全体では5.8%となっており、平成28年度調査より増加しています。また、性別で見ると、女性では「よく知っている」が11.4%となっており認知度が高まっています。 ・「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について「反対」と回答した人が全体で36.1%となっており、前回調査より10.3ポイント増加しています。また、中学生では「そうは思わない」と回答した人は全体で62.3%となっており、平成28年度調査より14.7ポイント増加しています。 ・男女の地位の平等感について、前回調査と比べると「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」の分野において、「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合が男女ともに高くなっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や社会教育の場で、男女の平等や相互の理解・協力についての学習の充実が求められています。 ・用語の認知度や理解度は上がっていますが、今後も男女共同参画社会づくりのための意識啓発が必要です。

(2) 家庭生活の分担について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の家事（育児・介護を含む）に1時間以上関わっている男性は35.5%で、前回調査より8.1ポイント増加しています。しかし、女性は75.7%が1時間以上関わっており、その中でも36.5%の人は3時間以上関わっています。 ・地域における活動（町内会・区役など）の分担は「夫または父」が32.1%と最も高くなっています。性・年代別にみると、男性の60～70歳代の割合が高く、地域における活動（町内会・区役など）は男性の役割であると考えている人が他の年代よりも多い傾向にあるようです。 ・家庭生活の分担において、本来は大人が担うような家事や家族の世話等を行っている中学生が少数います。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活において、育児や介護を含めた家事の負担が女性に偏っているため、男性の家事・育児・介護への参画を進める必要があります。 ・保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度の普及など男女が共に働き続けるための条件整備が求められています。 ・本市にもヤングケアラー¹⁰の子どもたちがいるという視点を持ち、支援体制を整備することが必要です。

¹⁰ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

(3) 人権尊重について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ドメスティック・バイオレンス¹¹（以下「DV」という。）について、内容を知っている市民は7割以上となっていますが、中学生では「よく知っている」のは3割程度です。 夫婦や恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けた人のうち、約2割の人は相談しようとは思わなかったり、また、約4割の人が我慢しています。相談しようと思わなかった男性は28.6%となっており、女性より高くなっています。 「LGBT」という言葉について、内容まで知っている市民は約3割となっています。性・年代別にみると、男性20歳代では「内容まで知っている」が7割を超えており、認知度は若年層の方が高い傾向にあります。また、中学生では「よく知っている」のは約2割となっています。 LGBTの取組について、制服選択制の導入に「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』が6割以上を占めています。また、同性婚の法制化、パートナーシップ証明制度の導入は『賛成』が4割以上となっていますが、「わからない」と回答した人が約3割います。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、DVに関する正確な情報の啓発に加え、若年層への教育・啓発を強化し、DVを予防する取組が必要です。 DV被害者の人権を守り、支援するために相談体制及び啓発活動の強化が必要です。また、男性の方が「相談しようとは思わなかった」と感じている傾向にあるため、男性向けの相談機関・支援策についても整備・拡充が求められます。 多様な性のあり方や性別に関わらず自分らしく生きることに関して理解を深める取組が必要です。

(4) 女性活躍推進について

現状	<ul style="list-style-type: none"> 職業を持っている人のうち、女性では非正規社員（47.5%）、男性では正規社員（37.8%）の割合が最も高く、非正規社員の割合は女性の方が男性よりも高くなっています。 職業を持っている人のうち、女性の30歳代では約3割の人が、職場において「配置・昇給・昇進に男女差がある」と回答しています。 女性の就業については、男女ともに5割以上が「結婚や出産後も、産休や育休等利用しながら、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答しています。性・年代別にみると、女性60歳代、男性20歳代、50歳代、70歳代では「出産・育児期間は一時退職し、子どもが成長したら再就職する方がよい」との回答が2割以上となっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 職場における不平等感を解消するために意識啓発が必要です。 結婚・出産によって離職した女性が再就職するためには「家族のために休暇が取りやすい・柔軟な労働時間を選べる職場を増やす」「保育施設や子育て支援サービス、高齢者介護の施設やサービスを充実させる」ことが求められています。

¹¹ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人からの暴力。殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力や、望まない性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力などの形がある。

3 関係団体ヒアリング調査からみた現状と課題

本市の男女共同参画の現状と課題を把握・整理し、より現状に即した施策を実施するために、本市の男女共同参画・人権啓発に関する団体、女性団体、地域経済団体、農業団体、子育て支援団体、地域コミュニティの計 14 か所にヒアリング調査を行いました。

各団体の意見や主な課題を整理すると以下の通りです。

(1) 雇用機会や待遇、労働環境の整備について

- ・管理職等における女性の登用は進んでいません。 (経済団体)
- ・育児休業等の制度はありますが、取得している人は少ない状況です。 (経済団体)
- ・女性が職場で活躍するためには女性自身だけではなく、経営者の意識改革が必要です。 (経済団体)

(2) 仕事と家庭・地域生活の調和について

- ・家事や地域活動は女性の負担が大きい状況です。 (子育て支援団体)
- ・女性の育児休業は当たり前になってきているので、職場において声かけがありますが、妻が妊娠中の男性に関しては、見た目ではわからないので、育児休業に関して周囲の配慮が難しい状況があります。 (子育て支援団体)
- ・「お嫁さん」という風土があり、女性が様々な活動に参加していると高齢の世代から非常識という目でみられる場合もあります。 (地域コミュニティ)
- ・「女性は家庭、男性は仕事」「女性は夫を支える」という意識は、まだあると思います。 (農業団体)

(3) 男女共同参画の視点から見た子育て・介護の状況について

- ・男性の育児参画は進みつつありますが、多くの家庭では家事や育児・介護を主に女性が行っている状況です。 (子育て支援団体・女性団体)
- ・嬉野市は同居率が高く、高齢の世代の中には「男性は台所に立たない」「男性は家事をしない」といった昔からの考えが根強くあります。また、女性も無意識のうちに「仕方がない」「当たり前である」と受け入れている家庭もあります。 (子育て支援団体)

(4) 政策・方針決定の場における女性の登用状況について

- 意思決定の場における女性の登用は進んでいません。 (経済団体)
- 性別に関わらず、希望する人が希望する時に参画できる環境が必要です。 (地域コミュニティ)

(5) 男女共同参画に関する教育・学習の実施状況について

- 男女共同参画に関する紙芝居や寸劇を地域の集まりで披露し、啓発を行っています。 (男女共同参画・人権啓発に関する団体)
- 女性の視点からの防火、防災、減災の知識に関する普及啓発を行っています。 (女性団体)
- 父親の妊婦体験を実施しています。 (子育て支援団体)
- 他市の女性消防団員を講師に招き、女性の防災への参画や女性消防団に関する勉強会を行っています。 (地域コミュニティ)

(6) コロナ禍による不安や悩みの変化、新たな問題等について

- コロナ禍になって困窮が見えにくくなっています。雇用状況に変わりがなくとも、残業がなくなったり、稼働率が悪くなったりした分の手当てがなくなり、共働き家庭でも厳しい状況になっています。 (子育て支援団体)
- 父親が介護・医療・教育関係で働いている場合、家族にも外出の制限を求めることが多く、子どもが外に行きたがっても行けないという状況で、板挟みになって悩んでいる母親もいます。 (子育て支援団体)
- 母親の心身の健康への十分な配慮が必要です。 (子育て支援団体)

(7) 男女共同参画社会の実現のために必要な取組

- 男女共同参画について、皆が理解できるように、わかりやすく周知することが必要です。 (女性団体、男女共同参画・人権啓発に関する団体)
- 女性の力を発揮する機会をつくるために、女性経営者の会や女性執行役員会の組織化等が必要です。 (経済団体)
- 小学生や中学生の時から教育が重要です。(経済団体、地域コミュニティ)
- 男女関係なく子どもの特性を伸ばすため、子育て世代の親の学びも必要です。(地域コミュニティ)
- 女性リーダー育成のための研修や男女共同参画に関する研修の充実が必要です。(地域コミュニティ)
- 女性の起業に関して、アドバイスや融資制度、女性起業家コンサルへの相談窓口など具体的な支援が必要です。(地域コミュニティ)
- 男女共同だけではなく、多様性の視点を持ち、SNS等も活用しながら広く意見を吸い上げることが大切です。(男女共同参画・人権啓発に関する団体)
- 男女共同参画に加え、外国人との共生も大切です。(経済団体)

4 施策実施状況からの課題

(1) 広報・啓発活動

1) 効果的な広報・啓発活動の検討が必要です

- ・市報やホームページ、図書館の啓発展示コーナーの設置等、市民が男女共同参画についての理解を深める取組が行われていますが、地域における啓発活動の充実及び年代や性別等それぞれの対象者に応じた効果的な内容を検討する必要があります。
- ・事業主に対し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント¹²等各種ハラスメント防止の啓発を行っていますが、商工会の会員以外の事業所等への内容周知や啓発活動が十分ではないため、啓発方法の検討が必要です。
- ・男性も育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりをすすめるため、より一層の啓発が必要です。
- ・地域活動において女性リーダーが増えるよう意識啓発が必要です。

2) 男女共同参画に関して学ぶ機会の充実が必要です

- ・広く市民が参加できるよう、対面だけではなくオンラインを利用するなど、新たな形での学習機会の提供を検討し、家庭や地域における学習や教育を充実させる必要があります。
- ・妊娠や出産に関して、母親だけではなく父親にも情報提供を行い、パートナーと妊娠や出産について考える機会をつくる必要があります。
- ・女性も男性も、それぞれの身体的特徴を十分に理解し合い、特に女性特有の健康問題等に対して正しい知識を学ぶ機会が必要です。
- ・DV 等の人権侵害に関して、講演会・研修会の開催、市報やホームページ等による意識啓発は実施されていますが、今後も、人権に関する意識の高まりをどのように醸成していくのか検討する必要があります。

¹² パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であり、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので、③身体的・精神的な苦痛を与えられる、又は就業環境が害されることであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。

(2) 女性の社会参画

1) 女性の参画を促進する取組の充実が必要です

- 市の各種審議会等の女性委員の登用率は、令和3年4月1日現在で30.5%となっており、目標である40%に届いていません。女性人材の発掘・育成に関する取組や、意欲のある女性や若い世代の参画を支援するための取組が必要です。
- 市内の事業所等に対して、仕事と家庭の両立や女性の管理職登用に関する啓発だけではなく、事業所等の主体的な取組を支援することが必要です。
- 農林水産業の分野では、県の青年農業士へ女性農業者の認定をすすめ、女性が主体的に農業に携わることができるよう支援を続けることが必要です。また、農業女子グループ等の活動の支援を通して、意欲のある女性を発掘し、審議会等の意思決定の場に女性の参画を推進することが必要です。
- 防災分野では、女性消防団員の割合は、平成30年度の3.5%から令和3年度は4.7%となっており、毎年増加傾向です。また、令和3年度における防災会議の委員は25名で、そのうち女性は6名となっています。今後も多様な視点を取り入れるために女性委員の登用を促進する必要があります。

(3) 困難を抱える人への対応

1) 安心して暮らすための支援の充実が必要です

- ユニバーサルデザイン¹³に基づく環境の整備が求められています。
- 特に子育て家庭では、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会や家族・友人等とのふれあいが減少したことで、身近な人に相談できない状況があるようです。様々な悩みに対応するために、庁内や関係機関との連携を図りながら、相談体制を強化していくことが必要です。
- 保育・介護に関する制度やサービス、相談窓口等を周知し、仕事と家庭の両立に関する支援の充実が必要です。また、障がいのある人や在住外国人が地域において孤立しないよう、見守り体制を強化することが必要です。

¹³ ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障がいの有無・国籍・言語などにかかわらず、全ての人が等しく快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

(4) 行政の活動

1) 仕事と家庭の両立に率先して取り組むことが必要です

- ・男性の育児休業の取得率向上のための啓発及び取組の充実が必要です。また、介護休業制度に関しては男女とも取得に関する相談の実績がなく、周知不足が考えられるため、より一層の啓発が必要です。

2) 職員の能力向上に向けた取組の充実が必要です

- ・DV 被害者支援に関しては、DV の正しい理解と適切な対応をとることができるよう研修の充実が必要です。
- ・教職員等への男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画に関する教育の質を高めることが必要です。

3) 男女共同参画を推進するために連携が必要です

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、市民や各種団体等との連携を図る体制づくりが必要です。

5 男女共同参画推進における課題整理

【1】 政策、産業、地域等の女性の参画促進が必要です。

1 政策や方針決定過程への女性の参画促進が必要です。

- 市の各種審議会等の女性委員の割合は、令和3年度は30.5%となっており、目標値である40%には届いていません。女性委員のいない審議会等もあるため改善が必要です。
- 政策や方針決定過程への女性の参画を促すため、人材育成・人材情報の収集に関する取組が必要です。

2 労働環境改善に向けた取組が必要です。

- 結婚や出産により離職した女性が再就職するためには、家族のための休暇が取りやすく、柔軟な労働時間を選べる職場を増やすことが求められています。
- 固定的な役割分担意識にとらわれず、性別に関わりなく能力を発揮することができる労働環境の整備に向けた啓発が必要です。

3 産業活動において女性の活躍を支援することが必要です。

- 農業分野では、県の青年農業士へ女性農業者の認定をすすめ、女性農業者が意欲的に活躍できるよう支援することが必要です。
- 商工業・観光分野では、女性の視点を活かした商品開発やPR活動を行っていますが、セミナーや講座の開催等、女性のスキルアップに関する支援が必要です。

4 地域における男女共同参画の推進が必要です。

- 行政区長やPTA会長に女性がいない状態が続いています。PTA会長や行政区長に女性がいないのは「大変な仕事だから男性がよい」「女性は家のことや子どもの面倒をみるもの」といった性別役割分担意識が根強く残っていることが原因の1つであると考えられます。
- 地域における方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、人材情報を収集し、地域リーダーを育成する体制づくりが必要です。

【2】 安心して暮らせる支援体制の整備が必要です。

5 DV等の被害者支援の充実・支援体制の強化が必要です。

- DV防止に向けた啓発や被害者の保護等において関係機関と連携を強化し、きめ細やかな被害者支援を行う必要があります。
- DV被害者支援に関する市職員の研修の充実や相談員の専門性の向上が必要です。

6 だれもが安心して暮らせるために支援の充実が必要です。

- ・ひとり親家庭やヤングケアラー、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者（LGBTQ）、支援を必要としている人や生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるように多様な支援が必要です。

7 生涯を通じた健康支援の充実が必要です。

- ・本市では、健康づくり健診・総合がん検診や各種教室、心の健康相談、児童生徒への性に関する教育、生涯スポーツの推進等に取り組んでいますが、今後も一人ひとりが自らの健康を維持することができるよう、生涯を通じた健康づくりの支援を充実させる必要があります。

8 男女共同参画の視点に立った防災対策の充実が必要です。

- ・地域においては、女性の視点を取り入れた避難訓練や防災知識の普及啓発等が行われていますが、取組には差があります。災害から受ける影響は、女性と男性で違いが生じることに配慮し、女性の視点を取り入れた防災活動を実施・充実させる必要があります。

【3】 男女共同参画推進に向けて意識の醸成と環境づくりが必要です。

9 固定的役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた啓発が必要です。

- ・固定的な性別役割分担意識¹⁴は是正されつつありますが、多くの家庭では家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状があります。
- ・女性の社会進出や男性の生き方の選択肢を狭めることがないようにジェンダーや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）¹⁵に関して啓発を行うことが必要です。

10 地域や家庭において男女共同参画に関する学習や教育の機会の充実が必要です。

- ・広く市民が参加できるよう、新たな方法を用いた学習機会の提供を検討し、家庭や地域において学習や教育の機会を充実させる必要があります。
- ・効果的な理解の促進のために、子ども、若年層、高齢者、経営者等の各対象者に応じて、親しみやすく、わかりやすい啓発の内容にすることが必要です。

¹⁴ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

¹⁵ 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

育つ環境や所属する集団の中で、知らず知らずのうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていく無意識の偏ったモノの見方のこと。

11 仕事と家庭の調和のための意識啓発と職場環境の整備が必要です。

- 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境は不十分です。また職場の上司や同僚が、男性の育児・介護休業への理解がないために取得しにくいと感じている人がいます。仕事と家庭生活を両立するためには、育児・介護休業の取得促進に加え、事業所の環境整備・意識啓発が必要です。

12 仕事と育児・介護を両立するために社会的支援の充実が必要です。

- 「職場において育児・介護休業の制度が整備されていない」「収入が減ると困る」といった理由から、男性が育児・介護休業を取得できていない状況があります。誰もが働きながら、安心して育児・介護に取り組めるように支援を充実させることが必要です。

13 男女共同参画に関する国際的な動向の把握及び国際理解のための取組の推進が必要です。

- 男女共同参画は国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な動向等の情報収集が必要です。また、国際交流活動や国際理解のための学習については、市民が参加しやすい方法を検討し内容を充実させることが必要です。

【4】 推進体制の充実と強化が必要です。

14 男女共同参画社会実現のために推進体制の強化が必要です。

- 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画推進本部の体制の強化が必要です。

15 男女共同参画に関する施策の効果的な展開のために国・県や市民、各種団体と連携した取組の推進が必要です。

- 男女共同参画に関する施策を効果的に展開するため、市、市民、事業所、市民団体・グループ、関係機関等が目標を共有し、相互に連携を図る体制づくりが必要で

16 総合的な支援施設の充実が必要です。

- 女性・子ども家庭支援センターでは、保健師や相談員が中心となって相談に対応し、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を実施しています。今後も、関係機関と連携を強化し、総合的な支援体制を強化することが必要です。

第3章

嬉野市男女共同参画の 基本的な考え方

第3章 嬉野市男女共同参画の基本的な考え方

1 計画の目標

本計画では男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

あらゆる分野における女性の参画拡大

- 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、雇用分野・産業活動・地域活動における女性の参画を進め、市民一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できるよう取組を進めます。

基本目標 2

生涯を通して安全・安心な暮らしの実現

- 誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、あらゆる暴力の根絶に向けた取組や、切れ目のない支援、男女共同参画の視点での防災対策を推進します。

基本目標 3

男女共同参画社会実現のための意識改革・環境整備

- 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革を促進します。
- 男女がともに仕事と生活の調和がとれ、多様な生き方ができるよう環境づくりを進めます。

基本目標 4

推進体制の充実・強化

- 男女共同参画を推進するため、市民・企業・各種団体等と協働することをはじめ、国・県・関係機関と協力し連携を図りながら取組を展開していきます。
- 男女共同参画推進拠点としての女性・子ども家庭支援センターの機能強化・充実を図ります。

2 | 計画の基本理念

本市では、これまで「嬉野市男女共同参画を推進する条例」に掲げる基本理念の基に、「女と男 お互いに認め合い支え合う嬉野市」をめざして、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。しかし、その実現にはまだ多くの問題点や課題が残されています。

また、少子高齢化の進展、家族の姿の変化や人生の多様化、新型コロナウイルス感染症による地域経済や市民生活への影響など、地域を取り巻く環境が変化しています。

あらゆる分野において、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を発揮することができる社会を創っていくことは、持続可能で暮らしやすい地域社会の実現にもつながります。

本計画では「男女の人権の尊重」「多様性」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス¹⁶）」「SDGs」を考慮に入れて様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とし、基本理念を以下のように定めます。

基本理念

性別にかかわらず、お互いを尊重し支え合い、
人生 100 年時代をともに活躍できるまち 嬉野

¹⁶ ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

3 施策の体系

理念 性別にかかわらず、お互いを尊重し支え合い、
人生100年時代をともに活躍できるまち 嬉野

基本目標	重点目標	施策の方向
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1) 公的審議会等への女性委員の登用促進 (2) 女性人材のネットワーク化
	2. 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	(1) 労働環境改善に向けた取組の推進 (2) 女性の能力開発の促進
	3. 産業活動における男女共同参画の推進	(1) 農業・商工業・観光分野における男女共同参画の推進 (2) 女性のエンパワーメント促進
	4. 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	(1) 地域における女性の活動分野の拡大 (2) 女性リーダーの育成
2 生涯を通して安全・安心な暮らしの実現	▲「女性活躍推進計画」 1. あらゆる暴力の根絶 ▲「DV被害者支援基本計画」	(1) あらゆる暴力防止に向けた広報・啓発活動 (2) 安心して相談できる体制の整備 (3) 人権を侵害するあらゆる暴力への対応の充実 (4) 各種ハラスメント防止対策の推進
	2. 生活上の困難や人権課題を抱える人々への支援の充実	(1) ひとり親家庭等への支援 (2) 子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる社会の実現
	3. 生涯を通じた男女の健康支援	(1) ライフステージに応じた健康の包括的な支援 (2) 健康に関する啓発活動の推進 (3) 健康づくりのためのスポーツ活動の促進
	4. 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	(1) 男女共同参画の視点による防災対策の促進 (2) 防災活動への女性の活躍促進
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・環境整備	1. 意識改革に向けた広報・啓発の推進	(1) 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消 (2) 人権尊重のための啓発活動 (3) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 学校教育における男女共同参画の意識づくり (2) 家庭・地域社会における学習機会の充実
	3. 仕事と家庭の調和のための多様で柔軟な働き方の支援	(1) 多様な働き方の普及・推進 (2) 男性にとっての男女共同参画の推進
	4. 子育て・介護環境の整備	(1) 子育てに関する社会的支援の充実 (2) 介護に関する社会的支援の充実
	5. 国際的な協調の推進	(1) 国際理解のための学習機会等の充実 (2) 国際交流・協力の推進
4 推進体制の充実・強化	1. 推進体制の整備・強化	(1) 男女共同参画のための推進体制の整備・強化 (2) 男女共同参画行動計画の進行管理
	2. 協働による取組の推進	(1) 国・県・他市町村や市民・各種団体との連携
	3. 総合支援施設の充実	(1) 女性・子ども家庭支援センターの充実

第4章

計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

基本的な考え方



男女共同参画社会の実現にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画できる環境づくりが求められます。地域において男女共同参画の取組を推進するとともに、多様な視点や新たな発想を取り入れることができるよう、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

また、持続可能な地域社会を維持していくためには、誰もが性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが重要です。就労の場において誰もがいきいきと働ける環境づくりに向けた支援を行います。

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野における政策や方針決定の場に男女が対等な立場で参画することが重要です。

市の各種審議会等の女性委員の登用目標を40%として取り組んでいますが、現状では30.5%にとどまっています【図表1-1】。これまで各種審議会等の女性委員の登用促進や公募制の導入等の取組を進めてきましたが、達成できていない状況にあります。各種審議会等への女性の参画拡大を更に進め、引き続き40%を目標として取り組んでいきます。

また、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、幅広い分野から女性の人材に関する情報を収集・整理し、提供することが必要です。

【図表 1-1】 市の各種審議会等の女性委員の割合

指標	計画策定時 (2017年)	現状 (2022年)	目標値 (2022年)
市の各種審議会等の女性委員の割合	30.8%	30.5%	40%

(1) 公的審議会等への女性委員の登用促進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
1	市における審議会等への女性委員の登用目標設定及び登用状況調査の実施	・ 審議会等への登用状況調査を実施し、2027（令和9）年度までに女性委員の登用率 40%以上を達成するため、委員改選時に見直しの徹底を図り、女性の参画を促進します。	関係各課	I
				A
2	委員の公募制の導入	・ 公募制を積極的に活用し、市における審議会等への女性の登用に一層努めます。	関係各課	I
3	管理職への女性の積極的な登用	・ 人材育成や研修等を通じて市職員の能力向上を図るとともに、能力と適正に応じて、管理職への女性職員の積極的な登用を推進します。	全庁	II
				B

(2) 女性人材のネットワーク化

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
4	人材リストの整備	・ 女性の人材に関する情報を把握するため、女性の人材リストの整備に努め、個人情報保護に配慮しながら、女性人材や女性団体の情報提供を行います。	企画政策課	II

※ 事業の実施時期をⅠ～Ⅲ、重点的に取り組む事業等を A～C で記載しています。

区分	実施時期
Ⅰ	現在実施している事業の継続
Ⅱ	2027年度までに実施する事業
Ⅲ	将来的に実現を目指す事業
A	重点的に取り組む事業
B	新規事業
C	市独自の事業

重点目標 2 就業や雇用分野における男女共同参画の推進

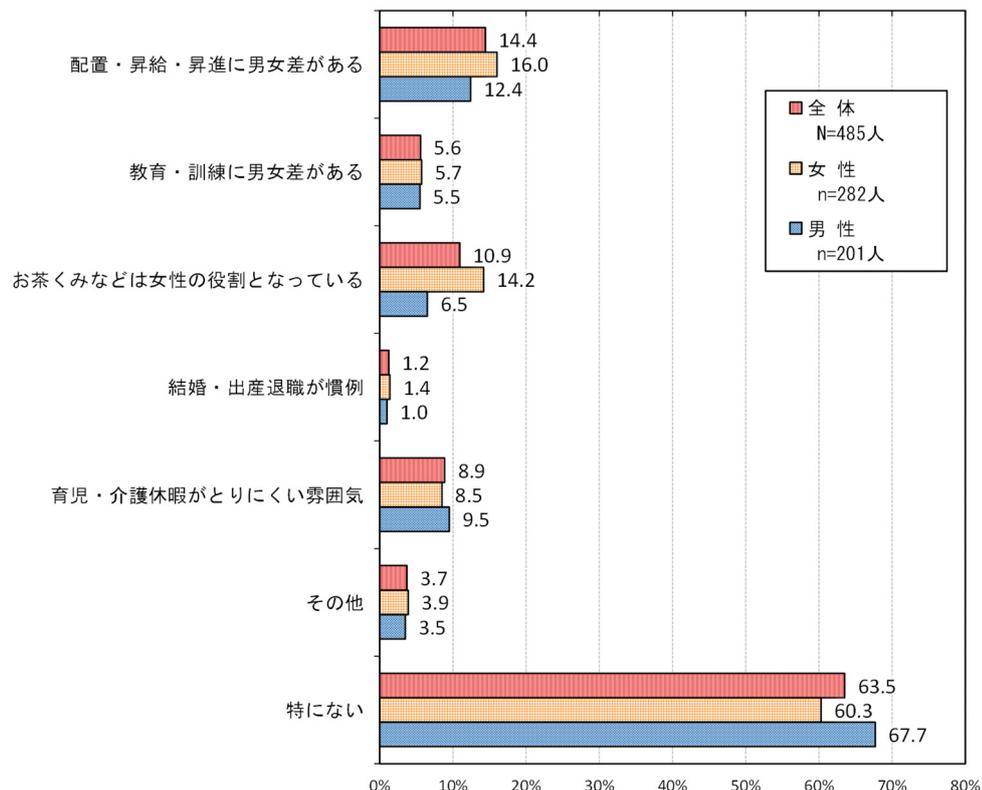
【現状と課題】

男女雇用機会均等法により、配置、昇進、雇用形態等雇用に係るあらゆる場面での男女の差別的取扱いが禁止されていますが、市民意識調査では、職場の状況【図表 1-2】について、「配置・昇給・昇進に男女差がある」や「お茶くみなどは女性の役割となっている」と回答している割合が高く、実質的な男女間の格差の解消には至っていません。

また、職場における男女の地位の平等感【図表 1-3】について、全体で「平等である」が 23.1%である一方、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が 49.4%となっており、格差が解消されているとは言い難い状況にあります。就労の場での女性の活躍を推進するための法律や制度の周知、男女の均等な雇用機会と待遇の確保、女性が能力を発揮するための支援が必要です。

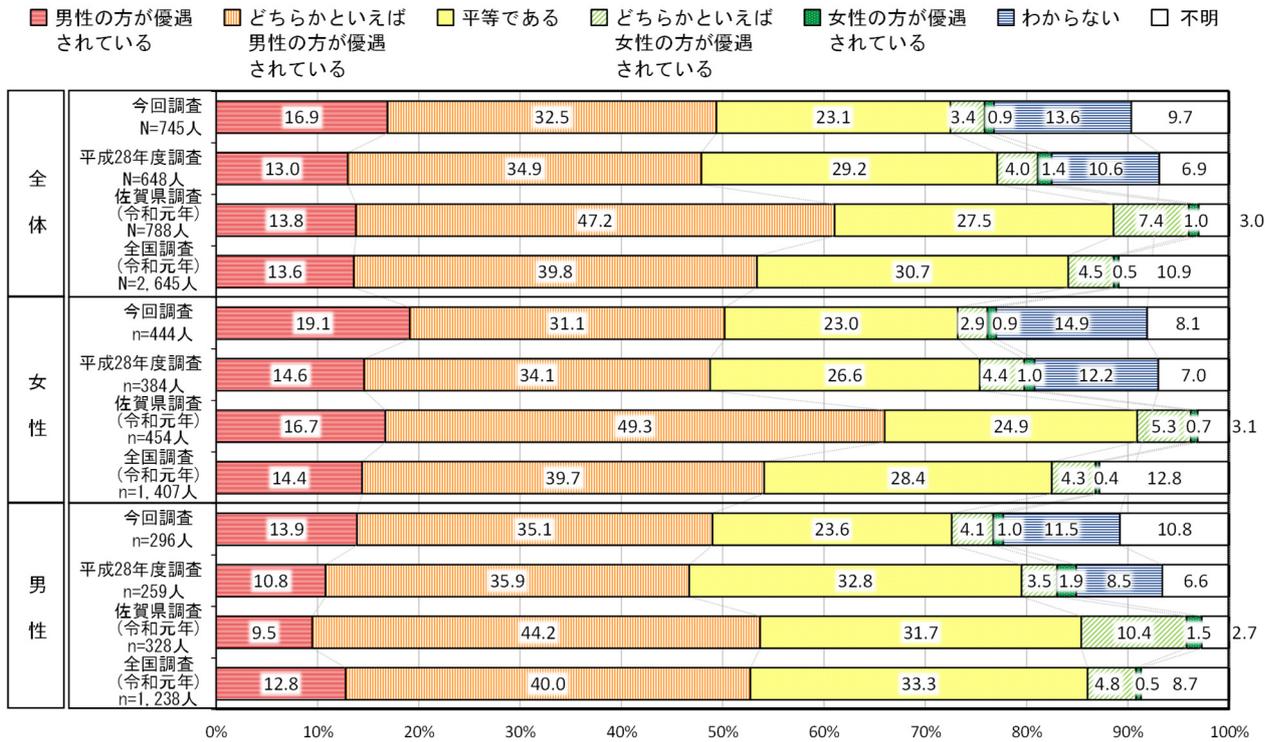
女性の就業については、約6割の人が「結婚や出産後も、産休や育休等利用しながら、ずっと仕事を続けるほうがよい」と答えています【図表 1-4】、出産・育児や介護・看護のため就業が困難であることがうかがえます【図表 1-5】。女性の継続就労や再就職等の支援を進めていく必要があります。

【図表 1-2】 職場の状況について



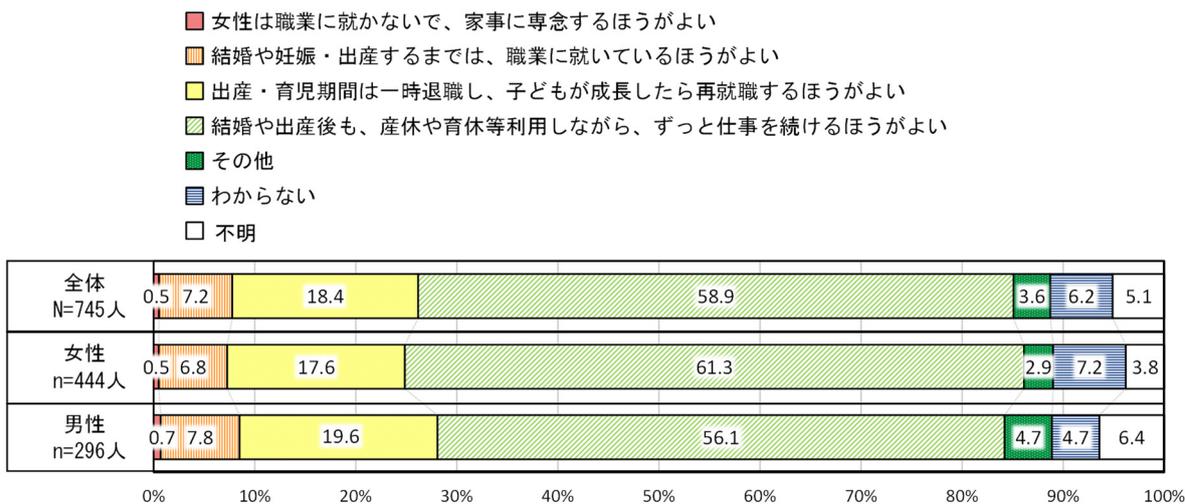
出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 1-3】 職場における男女の地位の平等感



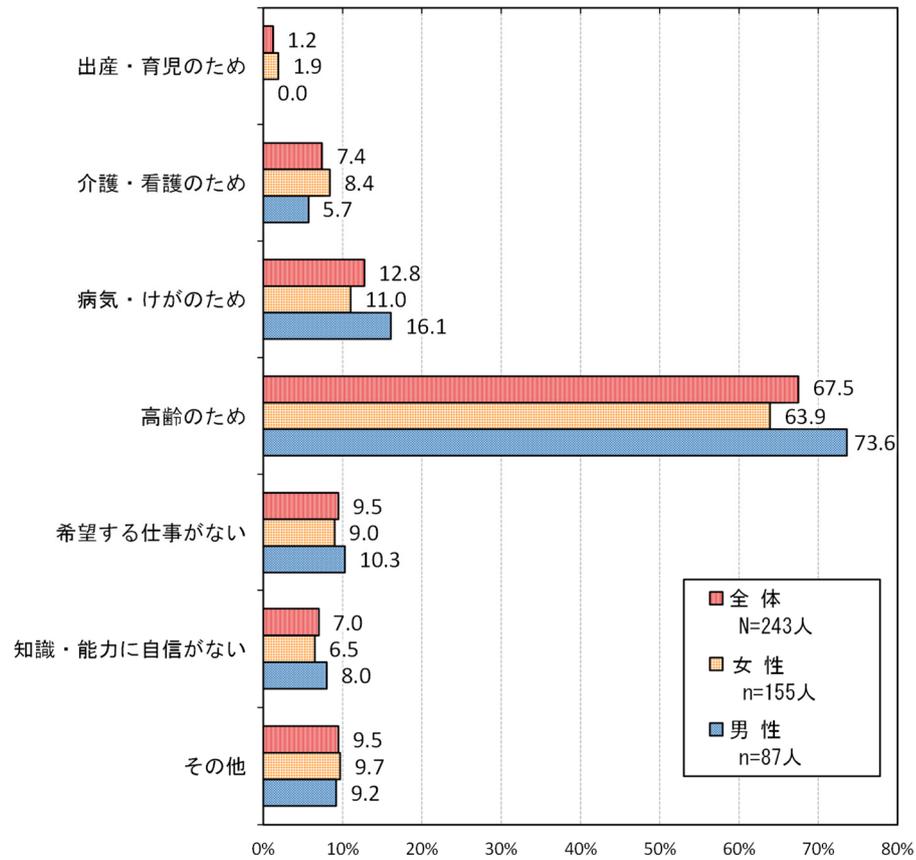
出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書
 佐賀県調査は「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査報告書」
 全国調査は「内閣府男女共同参画社会に関する世論調査」

【図表 1-4】 女性の就業についての考え方



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 1-5】 職業をもっていない主な理由



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

(1) 労働環境改善に向けた取組の推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
5	各種労働関係法の情報提供	・男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの内容の周知を図るとともに、関係団体への情報提供を行います。	観光商工課	I
6	職場における男女共同参画の推進	・職場における性別役割分担意識の解消や性別に関係なく均等な機会と待遇を受けることができるよう啓発に努めます。	観光商工課 企画政策課	II B
7	女性の継続就労や再就職のための情報提供	・企業・事業所や求職者に向けて、女性の継続就労や再就職に関する情報提供に努めます。	観光商工課 企画政策課	II B
8	起業する女性への支援	・国や県、関係団体と連携しながら、起業をめざす女性を対象としたセミナーや交流会等の各種情報の提供や相談体制の充実を図ります。	観光商工課	I
9	非正規労働者の待遇改善に向けた取組の推進	・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等について事業者へ周知を行います。	観光商工課	II B
10	職場における男女の職域拡大と情報提供	・従来男性が中心であった仕事を女性が引き、女性が中心の業務とされていた仕事に男性が就くなど、男女双方の職域の拡大のための研修やセミナーの情報を提供します。	観光商工課 企画政策課	II B

(2) 女性の能力開発の促進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
11	女性の能力開発と能力向上のための支援	・商工会等と連携して働く女性の能力開発セミナーを開催するなど、女性の能力を伸ばすことを目的とした研修等の機会の充実を図ります。	観光商工課	II
12	女性の能力開発に関する研修等の広報と情報提供	・様々な分野で女性が活躍できるよう、スキルアップに必要な資格取得や、能力の向上、キャリアアップを図るための研修等の情報提供を行います。	企画政策課	I

重点目標 3 産業活動における男女共同参画の推進

【現状と課題】

本市は人口減少・少子高齢化が進行しており、持続可能な地域社会を実現するためには、観光・商工や茶業をはじめとする農業等において、男女問わず産業活動の担い手が、多様な個性と能力を十分に発揮できる機会や環境を確保することが必要です。

農業においては、家族単位で取り組むことが一般的ですが、家族だからこそ役割分担や労働報酬、労働時間などの就業条件が曖昧になりやすく、様々な不満やストレスが生まれがちです。家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲とやり甲斐をもって働けるよう、家族経営協定¹⁷の締結や農業委員への女性の登用等を推進することが求められます。

商工業・観光分野においては、女性の活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置（ポジティブ・アクション¹⁸）の取組や女性の参画が十分でない業種等において女性が参画しやすい環境づくり等を支援、促進することが必要です。

（1）農業・商工業・観光分野における男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
13	農業における女性活躍推進のための意識啓発	・農業に携わる女性の労働や生活環境の改善を図るため、男女共同参画に関する研修等の情報提供を行います。	農業政策課	I
14	女性農業者グループの活動支援	①女性農業者のグループを対象に、今後の活動や農業経営に関して、ワークショップによる活動計画や目標設定についての話し合いの場を設けます。	農業政策課	I
		②農業に従事している女性グループによる農産加工・販売の活動を支援します。	農業政策課	I

¹⁷ 家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

¹⁸ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
15	家族経営協定の推進	・ 家族一人ひとりが農業経営に参画し、共同経営者として農業の経営と農家の生活の両面で相互に協力できるよう、家族経営協定についての啓発に取り組みます。	農業委員会	I
16	商工業・観光分野における男女共同参画の推進	・ 女性の参画が十分でない業種・職種・役職において、女性が参画しやすい環境の整備や人材確保に向けた情報の発信を図るなど、関係団体と連携して女性の参画を促進します。	観光商工課	I

(2) 女性のエンパワメント促進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
17	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進	・ 事業所に対し、男女間の格差を改善する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を促すための啓発及び研修会等の情報提供を行います。	観光商工課	I
18	農業における意思決定過程への女性の登用促進	・ 農村地域や農業に人材を呼び込み、地域や農業を発展させていくために、農業関連団体、組織など地域農業に関する意志決定過程への女性の登用促進を働きかけます。	農業政策課	I
19	農業委員等への女性の登用促進	・ 農業施策に女性の意思が反映されるよう、農業委員や農地利用最適化推進委員への女性の登用を促すとともに、関係機関と連携して、気運の醸成を図ります。	農業委員会	I A

重点目標 4 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

【現状と課題】

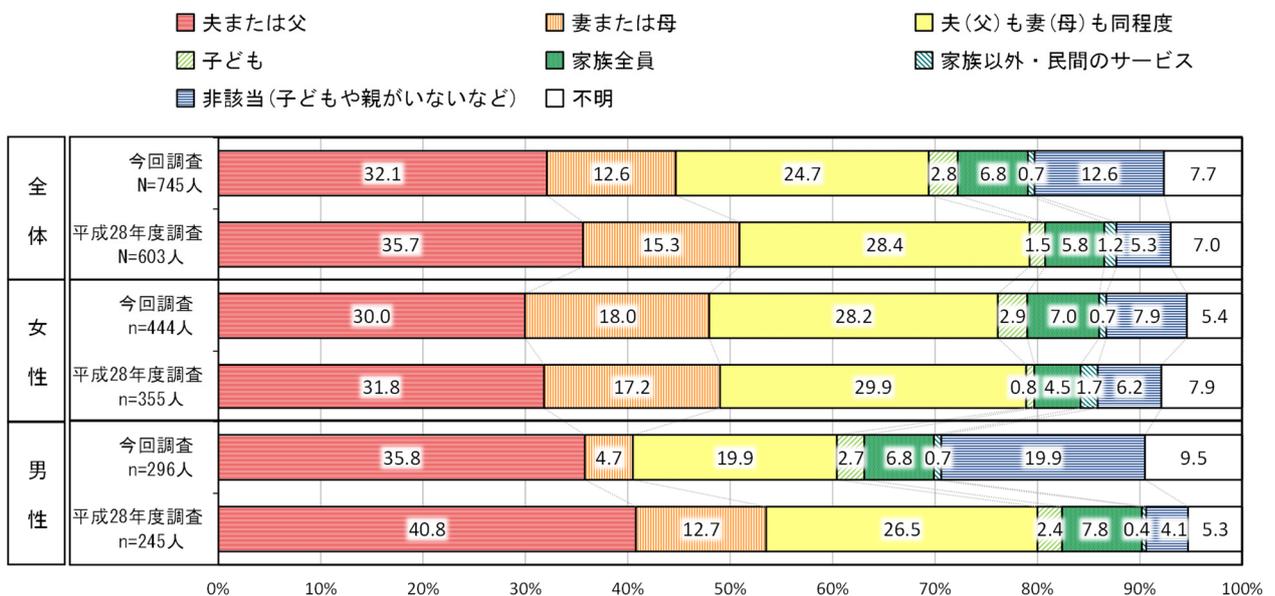
男女共同参画の視点を地域づくりに取り入れていくことは、新たな視点や多様な発想を生み、地域に住む人々の課題の解決に資することとなります。

しかし、市民意識調査の結果では、地域における活動（町内会・区役など）の分担【図表 1-6】については、「夫または父」が 32.1%、「妻または母」が 12.6%となっており、男性が地域の中心的な役割を担っている傾向にあります。

また、本市では地域ごとの伝統行事が数多く継承されていますが、社会通念・慣習・しきたりなどで、男女平等が実現されていると考える人の割合【図表 1-7】は 7.7%である一方、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が 70.8%となっており、地域において男女共同参画が進展しているとは言い難い状況です。

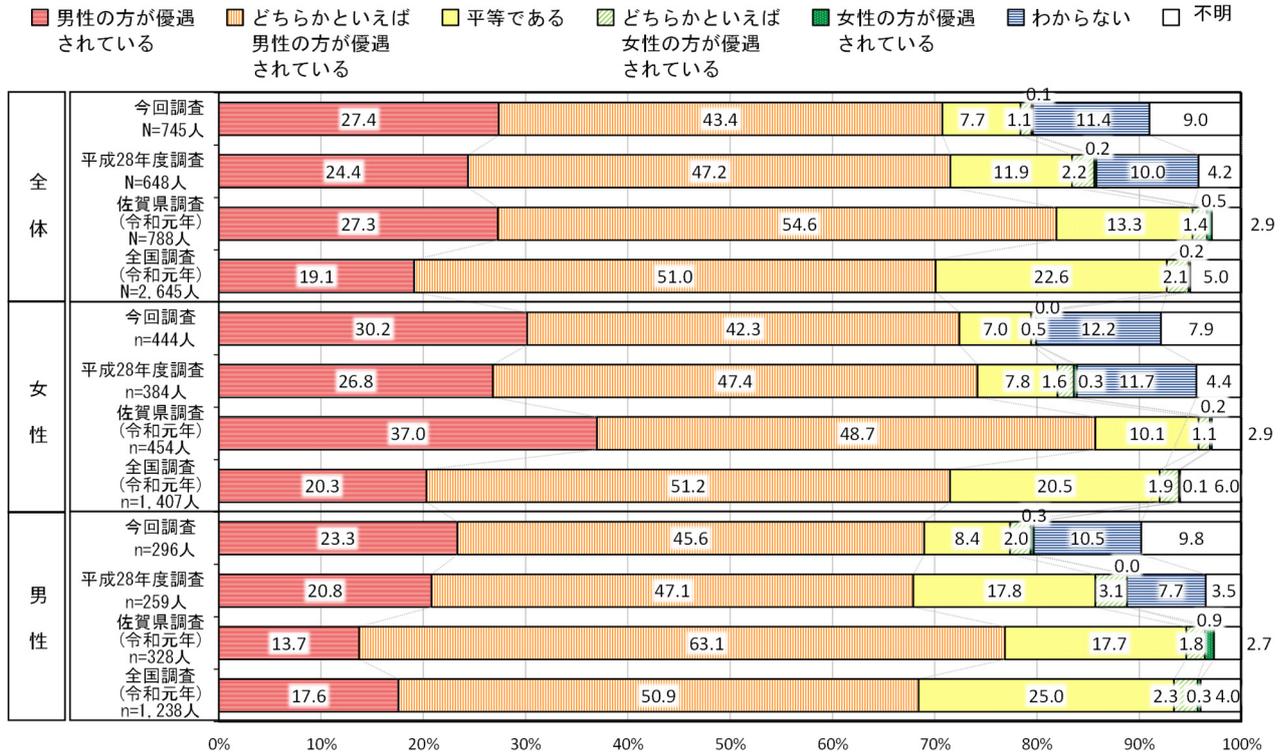
女性が輝くまちづくりを進めるためには、性別に関わらず誰もが地域活動に参画できる環境づくりや、地域活動において主導的役割を果たす女性リーダーの育成が必要です。

【図表 1-6】 家庭生活の分担－地域における活動（町内会・区役など）



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 1-7】 男女の地位の平等感－社会通念・慣習・しきたりなど



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書
 佐賀県調査は「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査報告書」
 全国調査は「内閣府男女共同参画社会に関する世論調査」

(1) 地域における女性の活動分野の拡大

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
20	地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	①自分らしく暮らせる地域社会を築くため、誰もが多様性を認め、受け入れ、公平にコミュニティ活動に参加できるよう、環境づくりに努めます。	企画政策課	I
		②固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発活動を推進します。		II B
21	女性団体等への支援	・女性団体等の活動に対し、あらゆる情報を提供するとともに、団体等の育成・支援を継続的に行います。	企画政策課	I
22	女性団体のネットワーク化の推進	・男女共同参画を推進するため、女性や女性団体の研修会・交流会等を実施し、ネットワーク形成を図ります。	企画政策課	I

(2) 女性リーダーの育成

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
23	女性リーダーの育成	・地域活動において主導的役割を果たす女性や女性グループの発掘・育成に努め、地域づくりへの女性の参画拡大を図ります。	企画政策課	II
24	男女共同参画推進リーダーの育成	・市民及び市職員において、男女共同参画の視点を持ったリーダーとなる人材の育成に努めます。	企画政策課	II



基本的な考え方

全ての人々が人権や性の違いを尊重し、生涯を通じて健やかで安心した暮らしができることは男女共同参画社会の実現に向けた基盤となります。特に女性は妊娠や出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）¹⁹の視点も含め、男女がともに身体的性差について正しく理解できるよう促すとともに、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができるよう健康づくりの支援を行います。

また、暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。なかでも男女間のあらゆる暴力は、男女が互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、克服すべき重大な課題です。そのため、暴力の発生を防ぎ、暴力を許さない意識づくりに努めるとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実が求められます。

重点目標 1 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンス（DV）について 76.6%の人が「内容を知っている」と回答しており、市民に浸透していることがうかがえます。しかし、自分自身が暴力の被害を受けたことがある人や、暴力を振るったことのある人がいます。【図表 2-1】【図表 2-2】

配偶者からの暴力は、外部からの発見や介入が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートするなど、被害が深刻化しやすい傾向にあります。人権を擁護し、男女共同参画社会の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組が必

¹⁹ 性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念。

リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

リプロダクティブ・ライツとは、全てのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利のこと。また性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。

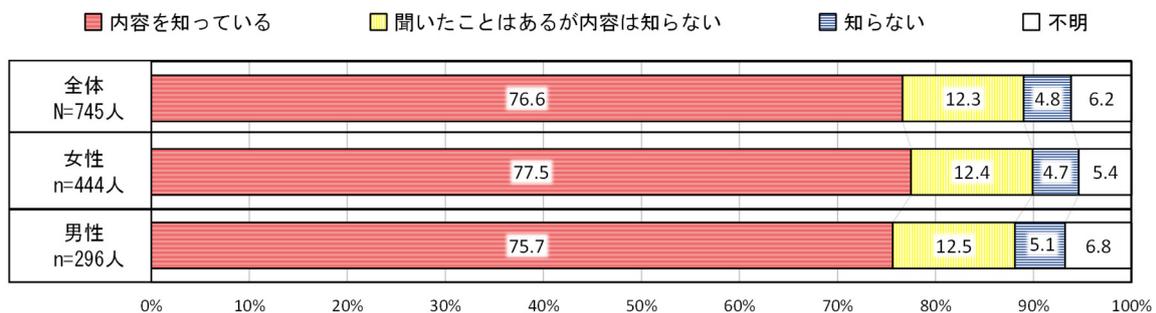
要です。

被害を受けたときの行動を尋ねたところ、「我慢した」人が 43.7%となっています【図表 2-3】。我慢した理由について「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」と答えた人が 44.3%となっており、自分さえ我慢すればいいと、理不尽な暴力に耐えている人が多いです【図表 2-4】。

また「相談しても無駄だと思ったから」や「どこ（誰）に相談してよいかわからなかったから」という人もいるため、専門性の高い相談機関を広く周知し、相談機関の認知をさらに高める必要があります。さらに「自分にも悪いところがあると思ったから」と答えている人もいますが、DV は加害者に行為の責任があり被害者が耐えたり自分を責めたりする必要はないことなど、DV に関する正確な情報を普及することが求められます。【図表 2-4】

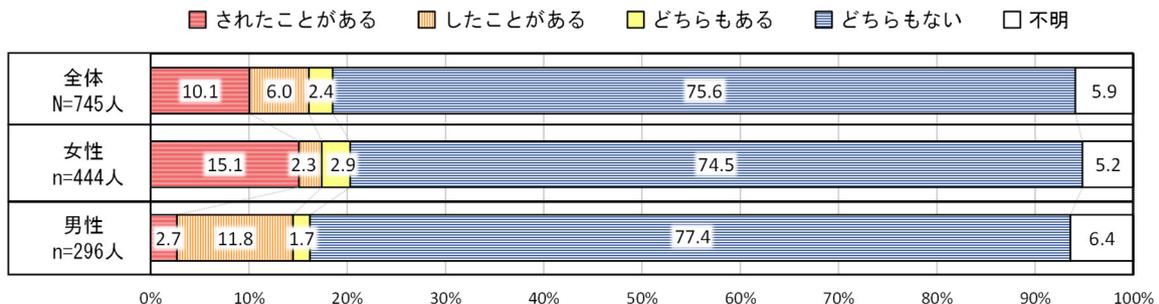
被害者の人権を守り、被害者を支援するため、安心して相談できる体制の整備や啓発活動を行うとともに、防犯・安全対策を強化するなど、安心して暮らせる環境づくりをより一層進めていく必要があります。

【図表 2-1】 語句の周知度－DV（ドメスティック・バイオレンス）



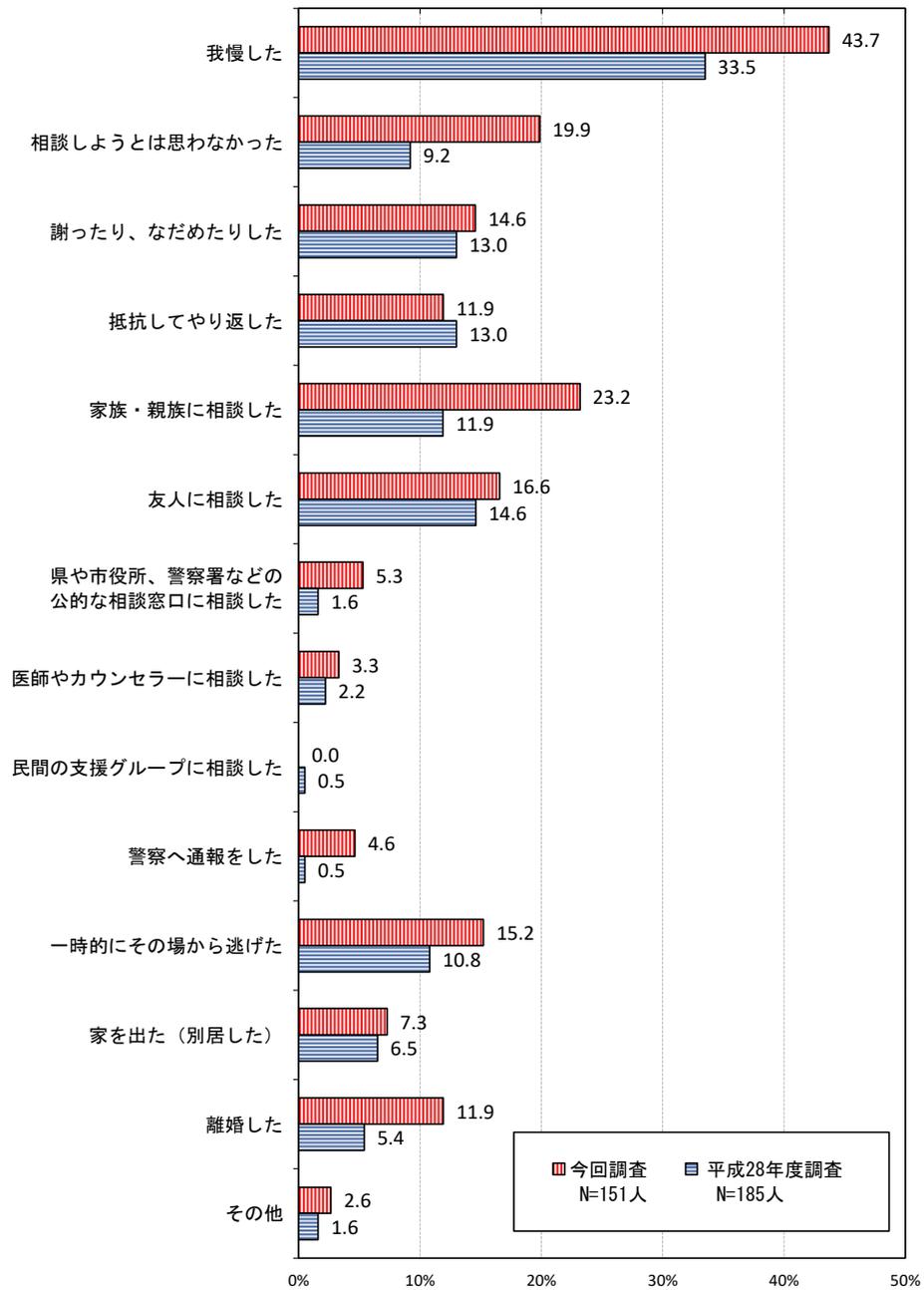
出典：令和 3 年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 2-2】 暴力の体験－殴る・蹴る・物を投げる・物を壊す



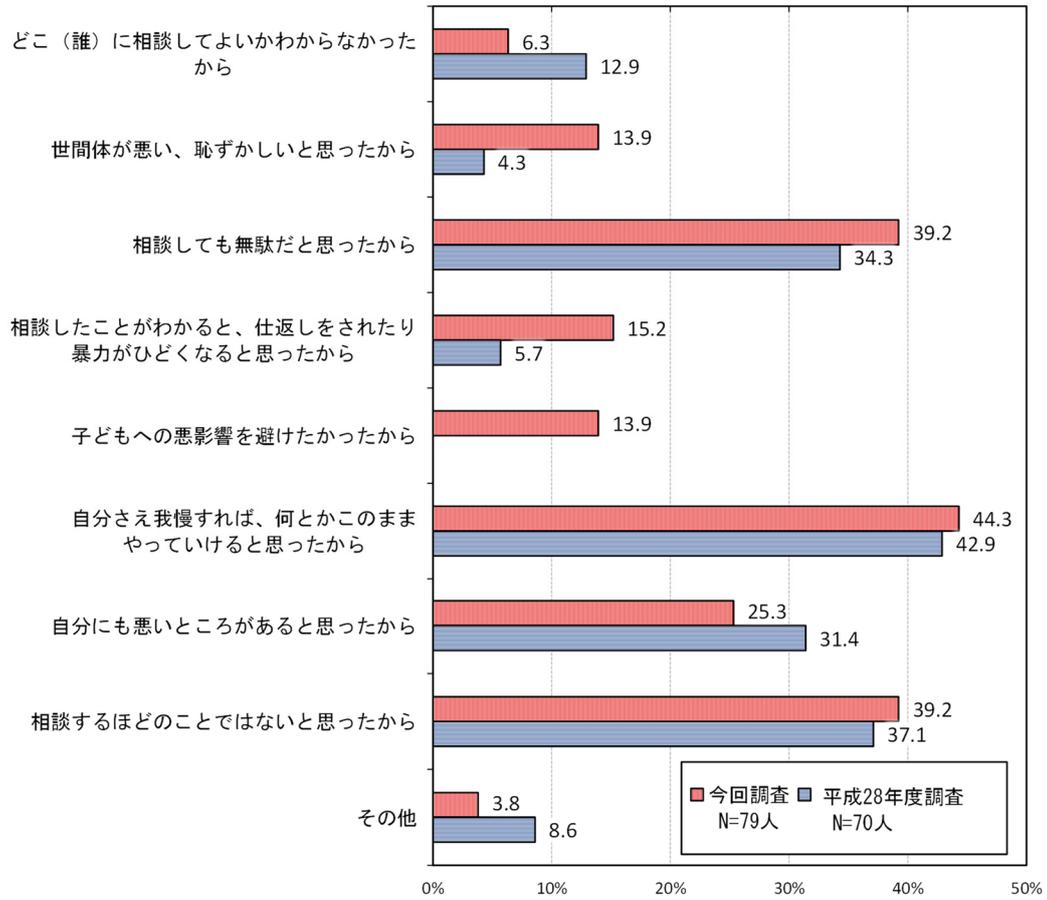
出典：令和 3 年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 2-3】 暴力を受けたときの行動



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 2-4】 暴力を受けたとき、我慢した、相談しなかった理由



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

(1) あらゆる暴力防止に向けた広報・啓発活動

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
25	DV防止のための周知と啓発	①配偶者やパートナー等に対する暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、DV防止に向けた意識の啓発を行います。また、法制度や支援制度について、市の広報紙やホームページ等を活用して情報提供を行います。	子育て未来課 企画政策課	I
		②DV被害の早期発見、早期対応につなげるよう、公共施設や市内の商業施設に、DVに関する相談窓口を記載したカードを設置し、相談窓口の周知を図ります。	子育て未来課	I
		③「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11/12～11/25）を利用し、女性に対する暴力の問題について重点的な啓発を行います。	子育て未来課 企画政策課	I
26	性被害相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪の被害に遭われた方がすぐに相談できるよう、広報紙やホームページ等で相談先の周知を図ります。 ・性暴力救援センターさが「さが mirai」 ・佐賀県DV総合対策センター ・性犯罪被害相談電話全国共通短縮ダイヤル「#8103」 	子育て未来課	I

(2) 安心して相談できる体制の整備

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
27	子ども家庭支援員による相談事業	・子どもへの虐待、家庭内における暴力、いじめなどに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら、それぞれの家庭に合った支援を行います。	子育て未来課	I
28	DV 被害者及びその家族に対する精神的ケアの充実	・精神的なケアが必要な被害者及びその家族に対しては、相談員や保健師、スクールカウンセラー等による専門的な支援を行います。	子育て未来課 健康づくり課 学校教育課	I
29	相談・支援体制の充実・強化	①女性・子ども・家庭支援センター、警察、病院等の関係機関と連携を強化し、DV 防止に向けた相談体制の充実を図ります。	子育て未来課	I
		②「嬉野市子ども家庭総合支援拠点」事業を推進し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に相談から支援までを行います。	子育て未来課 福祉課 健康づくり課	I A
		③被害者の負担を軽減するため、複数の手続きを1つの窓口で行うワンストップサービスの導入を検討します。	子育て未来課	III B
		④人目を気にせず相談できる相談室や相談窓口の確保を図るなど、安心して相談できる体制の整備に努めます。	子育て未来課	II B
		⑤いつでも相談しやすいように SNS を活用した相談事業を推進し、相談者への継続的な支援の強化を図ります。	子育て未来課	I
		⑥夜間、休日等の執務時間外の相談・通告を受けて適切な対応をとることができるよう所要の体制を整備します。	子育て未来課	II
30	相談員等の資質向上	・被害者に対して迅速かつ適切に対応できるよう、研修等により相談員や窓口業務に携わる職員の資質向上を図ります。また、二次被害を防止するため、DV に関する正しい知識を習得し、相談業務の遂行に努めます。	子育て未来課	I

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
31	相談員等に対する精神的ケアの充実	・相談員の精神的な負担の軽減を図るため、スーパーバイザーの配置や相談員同士の意見交換・交流の場を設けるなど、相談員への支援を図ります。	子育て未来課	Ⅱ

(3) 人権を侵害するあらゆる暴力への対応の充実

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
32	被害者の安全の確保	・被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、迅速かつ確実に一時保護を行います。一時保護及び安全確保にあたっては、関係機関と連携して対応します。	子育て未来課	I
33	個人情報の保護	・被害者やその家族、支援者等の関係者の安全を図るため、個人情報保護条例及び情報公開条例に基づき、個人情報の適切な管理運用を実施します。	関係各課	I
34	被害者の生活支援	・被害者の状況に応じて、福祉制度や子どもの就学、国民健康保険など生活支援に関する情報提供を行います。また、住民基本台帳支援措置申出者に対し意見付与を行い、自立に向けて支援します。	子育て未来課	I
35	被害者の住宅支援	・住宅の確保に困窮している被害者に対して、市営住宅への入居条件を一部緩和し、被害者の自立を支援します。	建設課	I
36	被害者と子どもへの回復ケア	・DVを受けた後の被害者の心的外傷後ストレス障害（PTSD）や新しい環境への不安等を和らげるとともに、子どもの保育、就学等が安心して行われるよう、各関係機関と連携しながら、継続した心の回復ケアを実施します。	子育て未来課	I
37	犯罪被害者等支援条例の推進	・犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざし、条例に沿った体制の整備及び施策を推進します。	総務・防災課	I

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
38	犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の周知と機能の充実	・犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の周知と機能の充実を図ります。また、市民に対して相談機関や各種制度等の周知を図ります。	総務・防災課	I
39	関係機関等との連携強化	・被害者に必要となる様々な支援を円滑に実施するため、関係課・関係機関との連携強化を図ります。また、被害者やその家族、支援者等の関係者の安全を図るため、関係機関と連携・協力して安全確保に努めます。	子育て未来課	I
40	庁内関係部署間の連携強化	・被害者に対する支援が複数部署に関わる場合は、庁内連携会議を開催し、関係部署間の連携強化を図りながら継続した支援を行います。	子育て未来課	I
41	市職員に対する研修の実施	・ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する正しい理解と適切な対応がとれるよう職員研修及び情報提供を行います。	子育て未来課	I
42	児童虐待防止対策の推進	・子ども家庭支援員を中心にDVや児童虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携しながら児童虐待防止に取り組みます。	子育て未来課	I
43	高齢者等に対する虐待防止対策の推進	・高齢者や障がいのある人等に対する虐待の防止及び早期発見に向けて、関係機関や民生・児童委員等と連携を図るとともに、虐待防止に向けた啓発活動に取り組みます。また、被害者の意思の尊重や守秘義務に配慮しながら適切な支援を受けられるよう関係機関と連携を図ります。	福祉課	I
44	防犯・安全対策の強化	①暴力の発生を未然に防ぐため、地域における日常的な見守りや声かけ支援等への働きかけを行います。	企画政策課	I
		②被害者等の安全を守るため、地域コミュニティに防犯講習会や青色防犯パトロールの実施を呼びかけます。	企画政策課	I
		③通学路等に防犯カメラを設置し、防犯活動と併せて犯罪防止に努めます。	総務・防災課	I

(4) 各種ハラスメント防止対策の推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
45	各種ハラスメントの防止に向けた支援	①セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に関する取組事例などの情報収集と提供に努めるとともに、事業者へ様々なハラスメント等の防止・啓発を推進します。	観光商工課 企画政策課	I
		②庁内においては、「嬉野市職員のハラスメントの防止等に関する規定」の周知に努めるとともに、相談窓口を設置し職員が働きやすい環境づくりを推進します。	総務・防災課	I

重点目標 2 生活上の困難や人権課題を抱える人々への支援の充実

【現状と課題】

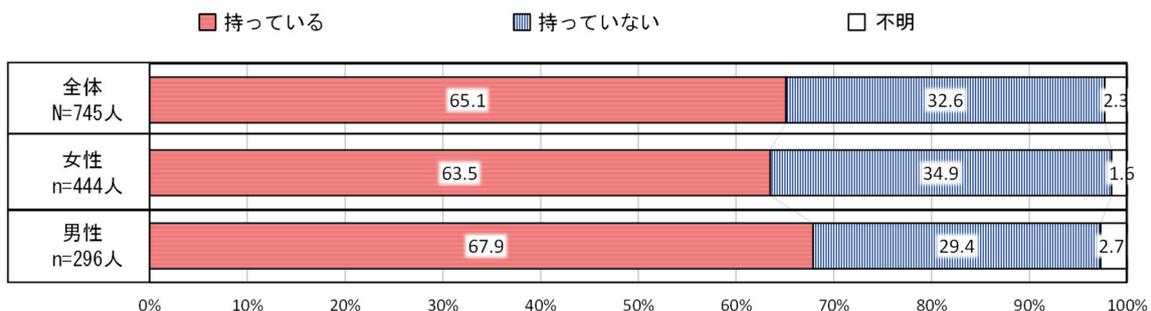
女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況です。とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯において、職業をもちづらいことや不安定な就業を選択せざるを得ないことが要因としてあります。市民意識調査では、職業の有無【図表 2-5】について「もっていない」人は女性に多く、雇用形態【図表 2-6】について女性の約半数が「非正規社員」という状況です。

困難を抱える子どもについて、わずかですが通学のかたわら本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているいわゆるヤングケアラーの子どもたちがいます。【図表 2-7】

また、性的少数者（LGBTQ）の人たちが直面する困難な状況に対する取組について、「反対」と「どちらかといえば反対」と答えた反対派の人が一定数存在します。【図表 2-8】

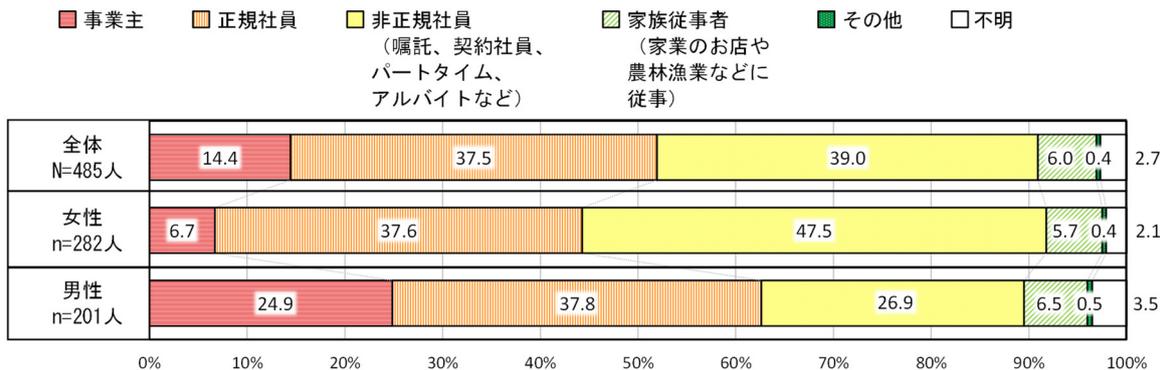
ひとり親家庭や生活困窮者、性的少数者（LGBTQ）、高齢者、障がいのある人、外国人など、それぞれの背景事情に配慮しながら、生活の中で感じている不安や困難の軽減を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援が求められます。

【図表 2-5】 職業の有無



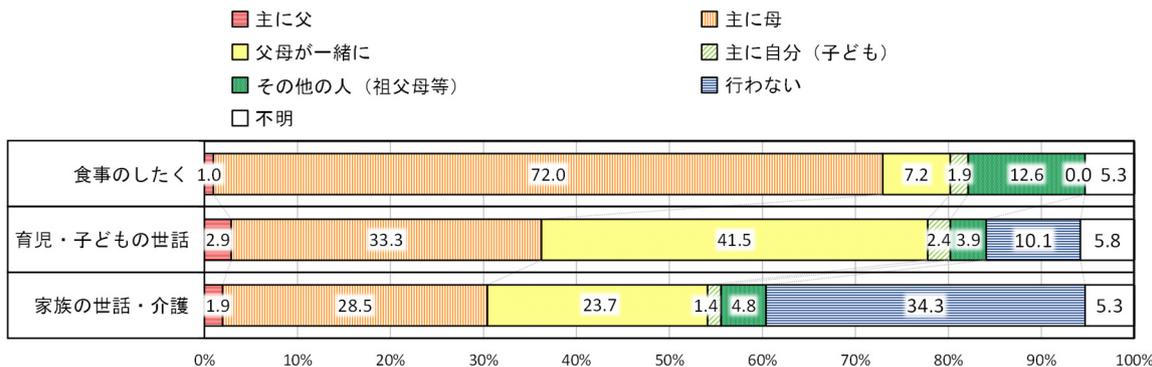
出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 2-6】雇用形態



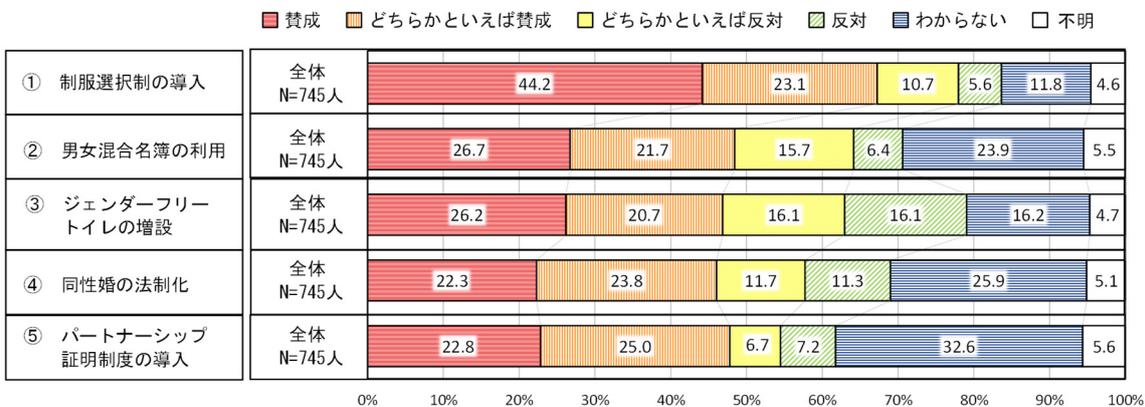
出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 2-7】家庭での分担



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する中学生意識調査報告書

【図表 2-8】LGBTの取組についての考え方



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

(1) ひとり親家庭等への支援

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
46	相談支援及び情報提供の充実	・母子父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦（寡夫）家庭に対し、子育てや就業など生活上の様々な相談に応じ各機関との連携を図り、自立に向けて必要な助言や支援を行います。	子育て未来課	I
47	生活支援	・ひとり親家庭への経済面での支援を行い、生活の安定を図ります。 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事業 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親子育て世帯応援給付金	子育て未来課	I
48	就業支援	・ひとり親家庭の経済的自立に向けて、職業能力開発等により効果的な就業支援を行います。 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金	子育て未来課	I

(2) 子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる社会の実現

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
49	民生委員・児童委員の活動の充実	・全ての市民が住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、地域における見守りを行ってもらいつつ、問題、課題についての共通認識や情報の共有ができるよう行政と民生委員・児童委員との相互のネットワーク強化に努めます。	子育て未来課 福祉課	I
50	ヤングケアラーへの支援推進	①ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、社会的認知度の向上や関係者間での情報共有を図ります。	子育て未来課 福祉課 学校教育課	II B
		②行政、学校、福祉機関等の連携を進め、支援体制の構築を図ります。	子育て未来課 福祉課 学校教育課	II B
		③家族の状況は複雑であり、簡単に解決できるものではないため、ヤングケアラー本人や家族に寄り添い、長期的にかかわりながら支援していきます。	子育て未来課	I

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
51	教育相談の実施	・スクールカウンセラーやアドバイザーを学校に派遣し、児童・生徒のいじめ問題や、家庭における悩み相談などを受け付け、子どもたちの心のケアを図ります。	学校教育課	I
52	インターネットによる人権侵害の予防啓発	① SNS や出会い系サイト等の利用による被害や事故を防止し、人権侵害から子どもたちを守るため、嬉野市副読本「生きる力」の教科書等を活用し対策を推進します。	学校教育課	I
		② SNS などインターネット上の有害情報や誹謗中傷により、被害者にも加害者にもならないように、正しい知識の提供と被害防止のための啓発を行います。	文化・スポーツ振興課	I
53	高齢者の孤立防止と活動支援	① ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、「生きがいデイサービス」や「湯っくらーと」、「ごましお健康くらぶ」や「嬉高ひだまりサロン」など、地域の交流活動を推進し、積極的な参画を図ります。	福祉課	I
		② 働きたいと願う高齢者が豊かな知識と経験を活かして活躍するための機会と場づくりに努めます。	福祉課	II B
		③ 高齢者一人ひとりが健康で明るく、生きがいをもった人生を送るために学習活動の場を提供します。	文化・スポーツ振興課	I
54	高齢者が安心して暮らせる環境の整備	① 生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の居場所づくりやニーズの把握、ボランティアの育成等を推進します。	福祉課	I
		② 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築とそれを活用した福祉のまちづくりを推進します。	福祉課	I

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
55	愛の一声運動	・見守りが必要なひとり暮らし高齢者に対し、地域住民が福祉連絡員として定期的に訪問することで、高齢者の孤独感の解消や日常生活の安全確保を図ります。	福祉課	I
56	障がいのある人への支援	・障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の考え方を踏まえつつ、障がいのある人の雇用や地域交流の促進、切れ目のない保健・医療サービスの提供等、社会参加と自立生活への支援を行います。	福祉課	I
57	日本語を必要とする人への支援	・在住外国人が地域の人たちと交流し、相互理解を深めることができるよう、日本語教育の推進に努めます。	観光商工課	I
58	多言語による情報提供	・外国人の孤立や生活上の不便を解消し、必要な情報収集が容易にできるよう、市ホームページにおいて情報や緊急のお知らせを多言語で提供します。	観光商工課	II
59	性的少数者(LGBTQ)の方に対する理解促進	・市民の多様な性に対する正しい知識と理解を深めるとともに、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組みます。	企画政策課	I
60	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	・住み慣れた地域で安全・快適に暮らせるよう年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい空間の整備やサービスの提供を行う仕組みづくりを推進します。	企画政策課	I
61	公営住宅のバリアフリー ²⁰ の推進	・身体障がいのある方専用の住宅の整備・提供や、階段・トイレ・浴槽に手すりを設置するなど、障がいのある人や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅を提供します。	建設課	I

²⁰ バリアフリー

高齢者や障がい者等が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会的・制度的な障壁（バリア）を全て除去すること。

重点目標 3 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

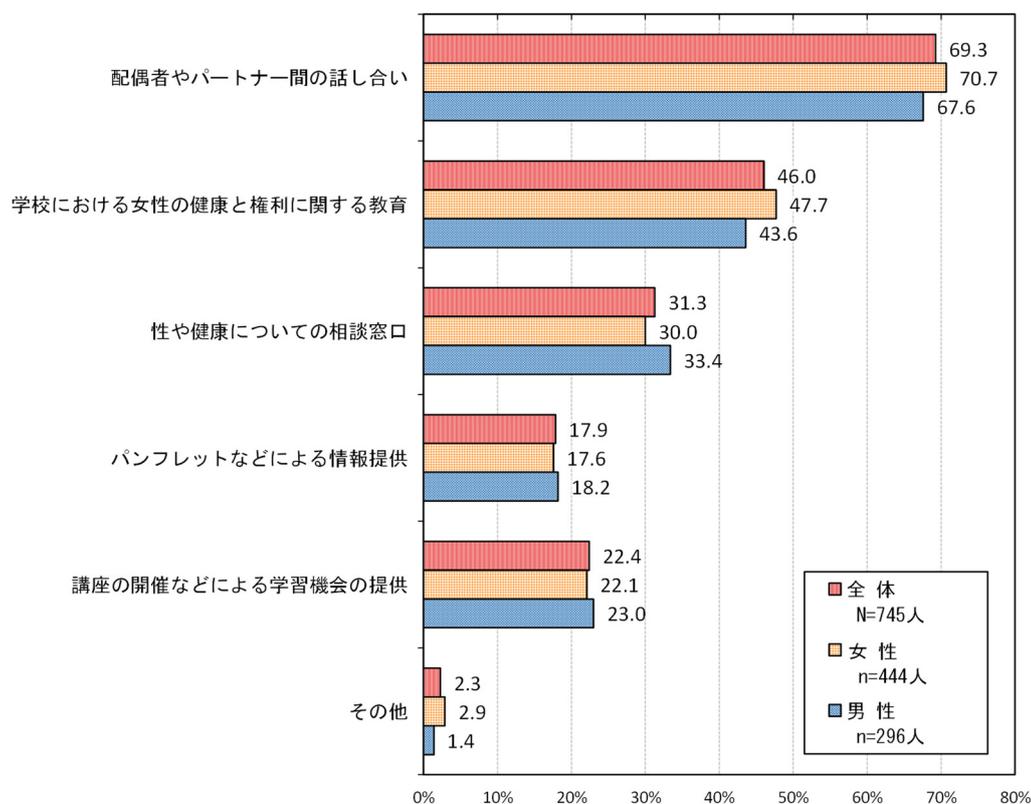
男女が互いの身体の特徴を十分に理解し合い、相手に思いやりをもって生きていくことは、誰もが生涯を通じて健康に暮らしていくために重要なことです。

市民意識調査では、妊娠や出産、性生活にかかわる女性の権利・健康や、性感感染症の予防について、みんなが互いに理解しあうために大切なこととして、「配偶者やパートナー間の話し合い」が69.3%で最も多く、次いで「学校における女性の健康と権利に関する教育」が46.0%と続いています。【図表 2-9】

女性は妊娠や出産をする可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、女性特有の健康課題を知り、話し合うことができるよう、正しい知識の普及と啓発を行う必要があります。

また、男女がともに、身体的性差について正しく理解できるよう、性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）等に関する教育を推進するとともに、ライフステージ²¹に応じた健康支援を行う必要があります。

【図表 2-9】 女性の権利・健康・予防への理解に大切なこと



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

²¹ ライフステージ

人が生まれ、学校に通い、成人し、高齢になる過程と年代に伴って変化する生活のこと。結婚、出産、子育て、退職、介護等、家族の形態によっても変化する。

(1) ライフステージに応じた健康の包括的な支援

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
62	児童生徒の発達段階を踏まえた性と生命の教育の推進及び相談支援の充実	①児童生徒の発達段階を踏まえ、性感染症の予防や望まない妊娠をしないための避妊法など、性に関する教育を推進するとともに、情報提供や相談体制の充実を図ります。	健康づくり課 学校教育課	I
		②中学生を対象に乳児と触れ合う機会を設け、生命の尊厳や性に関する正しい知識と理解を深めるとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を高める学習の実施に努めます。	健康づくり課 学校教育課	II
63	成人期、妊娠・出産期における健康支援	①乳がん・子宮頸がん等の総合がん検診、特定健診、18歳から39歳を対象とした健康づくり健診の充実を図るとともに、受診勧奨を行い、受診率の向上及び病気の早期発見・早期治療に努めます。	健康づくり課	I
		②妊婦健診、乳幼児健診などの母子保健事業を行い、訪問指導に取り組みます。	健康づくり課	I
		③県等の不妊治療費助成事業や伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金、妊娠SOSさがについての情報提供を行い、妊娠を希望する方への支援に努めます。	健康づくり課	I
64	更年期・老年期における健康支援	・特定健診、肝炎ウイルス検診、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種等の充実を図るとともに、受診勧奨を行い、受診率向上及び病気の早期発見・早期治療に努めます。	健康づくり課	I

(2) 健康に関する啓発活動の推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
65	性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について、男性も正しい知識を身につけ、女性が安心して子どもを産み、仕事を継続し、社会で活躍できるよう、男性を含め広く理解を促すための普及啓発に努めます。 	健康づくり課 企画政策課	I
66	性と生命の尊重に関する認識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> 自他の性と生命を尊重し、違いを認め合えるよう、あらゆる機会を通じて普及・啓発を行います。 	健康づくり課	I
67	こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> こころの健康に関する相談体制を充実させるとともに、メンタルヘルスやストレス対策についての正しい知識の普及・啓発を行い、市民のこころの健康づくりに取り組みます。 	健康づくり課 福祉課	I
68	食生活の改善による健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 食生活の改善に関する活動を行う食生活改善推進員を養成するために栄養教室を開催します。食のボランティア組織である食生活改善推進協議会の育成を図ることにより、協議会が実施している「親子の食育教室」や「食生活改善普及講習会」「愛の一皿運動」などの地区組織活動を市民の健康づくりに繋げます。 	健康づくり課	I

(3) 健康づくりのためのスポーツ活動の促進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
69	総合型地域スポーツクラブの育成による健康づくり	・地域において性別や年齢等に関わらず、誰もがスポーツに親しむことのできる機会を提供し、市民交流や地域社会の活性化を図ります。	文化・スポーツ振興課	I
70	各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催による健康づくり	・男女の健康保持・増進や体力の向上、心身の育成を図るため、気軽にスポーツやレクリエーションに参加し楽しめる環境づくりに努めます。	文化・スポーツ振興課	I
71	生涯スポーツの振興	・総合型地域スポーツクラブや各種スポーツ教室と連携・協働の推進を図りながら、市民の誰もが年齢や目的等に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組みます。	文化・スポーツ振興課	I

重点目標 4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

【現状と課題】

過去の災害では、防災や復興の政策・方針決定過程への女性の参画が十分に確保されず、災害対応において男女のニーズの違い等に配慮が足りなかったことなどの課題が生じました。

国は、これまでの災害対策における経験から、令和2年に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成し、地方公共団体が災害対応にあたって取り組むべき事項を示しています。

本市においても、令和3年度に策定した「嬉野市地域防災計画」において、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮するものとし、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を目指して取組を進めています。

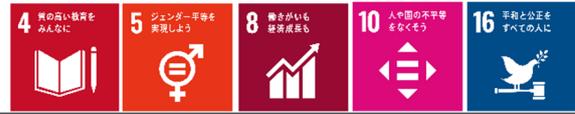
防災分野における政策・方針決定過程や防災の現場への女性の参画拡大を図るなど、男女共同参画の視点に立った防災対策が求められます。そのため、これまでの慣行や性別・年齢等にとらわれることなく、多様な視点で地域防災を考えることが必要です。

(1) 男女共同参画の視点による防災対策の促進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
72	政策・方針決定過程における女性の参画拡大	・ 防災において女性の視点が活かされるよう、防災会議や避難行動支援者連絡会議への女性の参画を促進します。	総務・防災課	I
73	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の策定	・ 地域防災計画について、多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなど、男女共同参画の視点に立った見直しを継続的にを行います。	総務・防災課	I
74	男女共同参画の視点を取り入れた避難所の設置・運営	・ 避難所の設置・運営には多様なニーズやリスクへの対応が必要なため、避難所運営マニュアル策定の過程で、より多くの女性が参画できるようにし、生理用品等の女性用物資や授乳室の設置など、女性の目線から安心して過ごせる避難所の実現を図ります。	総務・防災課	I

(2) 防災活動への女性の活躍促進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
75	防災分野における女性の参画拡大	① 防災対策や防災現場で女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、女性消防団員の入団を促進します。	総務・防災課	I
		② 女性消防団員による火災予防活動を重点的に実施し、防災活動等への女性の参画を促進します。	総務・防災課	I
		③ 男女共同参画の視点に立った防災対策が推進されるよう、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図ります。	総務・防災課	I



基本的な考え方

男女共同参画社会実現に向けては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、互いを認め合い尊重し合うことが重要です。本市では、これまでケーブルテレビ・市報等での啓発活動、フォーラムや講演会の開催等を通じ男女共同参画に関する意識啓発を図っており、若い世代においては固定的な性別役割分担意識は解消しつつあります。

しかし、市民意識調査によると、社会全体での男女の地位の平等感について、『男性優遇』と感じている人がおよそ7割を占めています。【図表 3-1】

男女の地位の不平等感の解消に向けたより一層の意識改革を進めます。

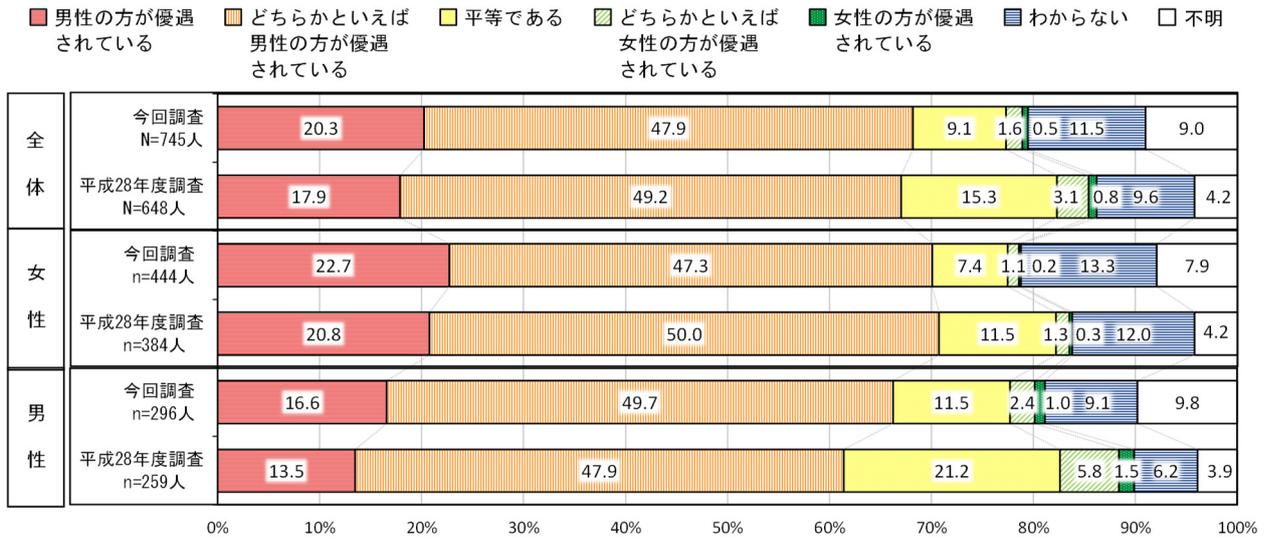
重点目標 1 意識改革に向けた広報・啓発の推進

【現状と課題】

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について、「反対」と回答した人は全体で 36.1%となっており、前回調査より 10.3 ポイント増加しています。性別にみると、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた『反対』は、女性が 77.7%、男性が 68.3%となっており、男性の方が『反対』の割合が低くなっています。【図表 3-2】固定的な性別役割分担意識は解消されつつありますが、性別に関わらず主体的で多様な選択ができるように、意識改革に向けたより一層の啓発活動の推進が必要です。

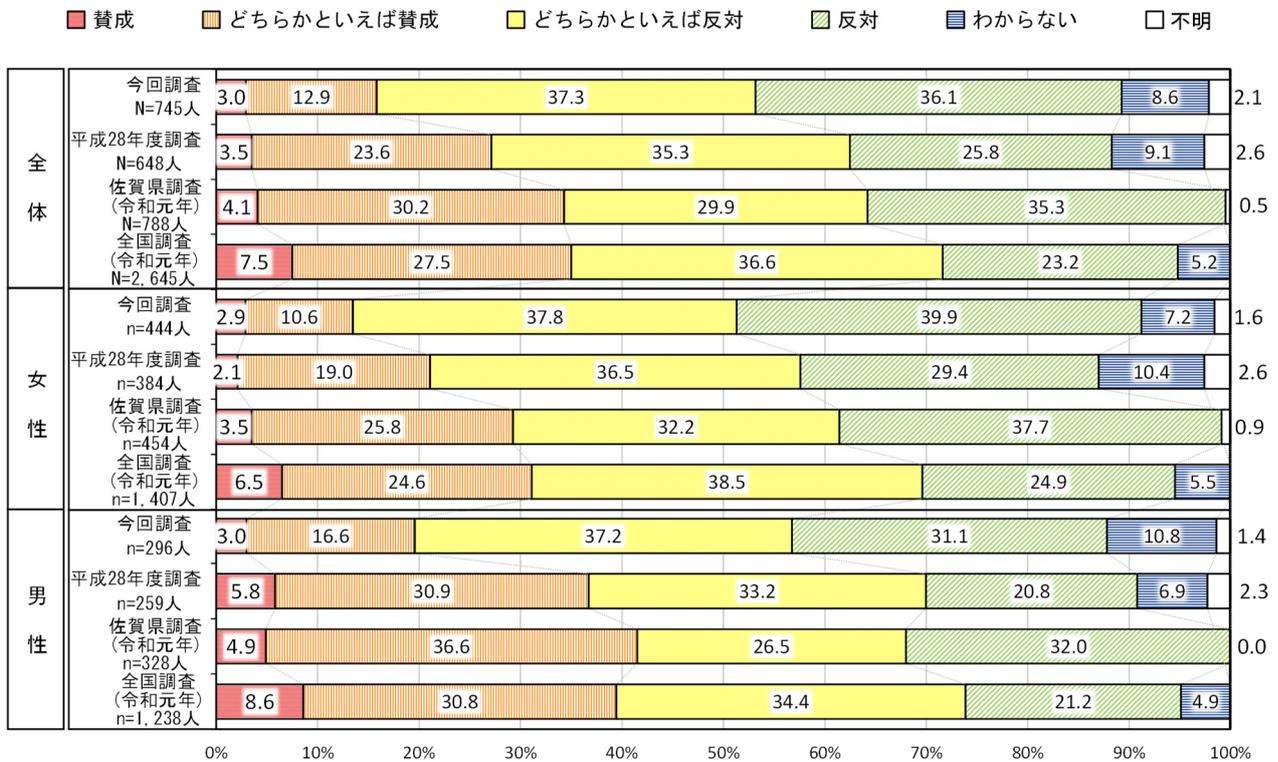
また、男女共同参画社会という言葉について、「内容まで知っている」人は、女性が 44.4%、男性が 44.9%となっています。【図表 3-3】男女ともに第3次行動計画における目標値の 50%には届きませんでした。前回調査より女性は 16.8 ポイント、男性は 12.1 ポイント増加しています。一方、中学生では、男女共同参画社会という言葉について、「よく知っている」人は 5.8%となっており、平成 28 年度調査より 4 ポイント増加しています。【図表 3-4】市民・中学生ともに、5 年前の調査と比べて「内容まで知っている」、「よく知っている」と回答した人が増加しているのは、これまでの啓発活動の成果であると考えられますが、今後もわかりやすい広報・啓発活動に努め、市民の男女共同参画に関する認識を深める必要があります。

【図表 3 - 1】男女の地位の平等感 社会全体



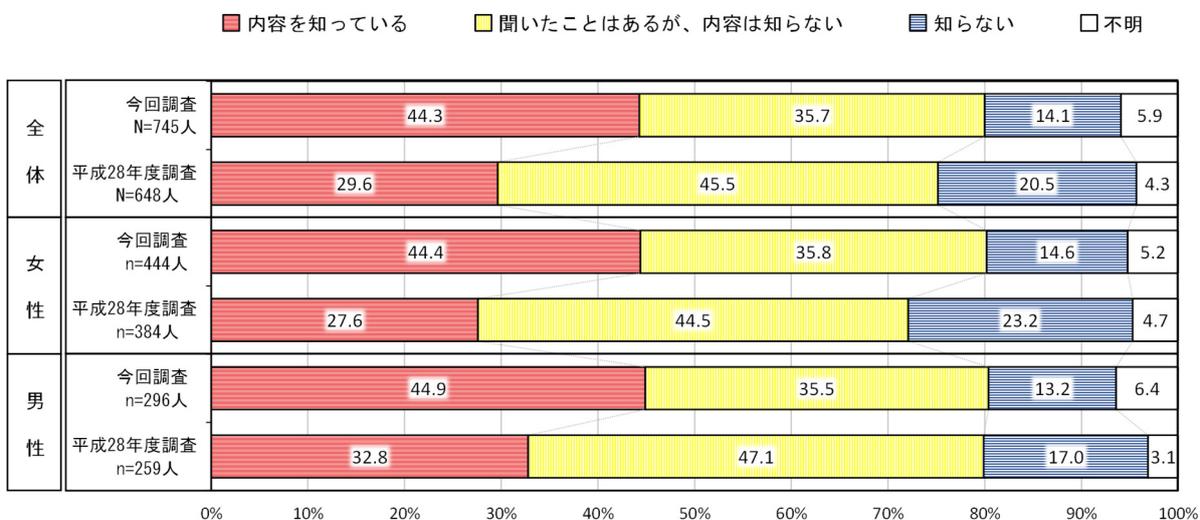
出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 3 - 2】「男は仕事、女は家庭」という考え方



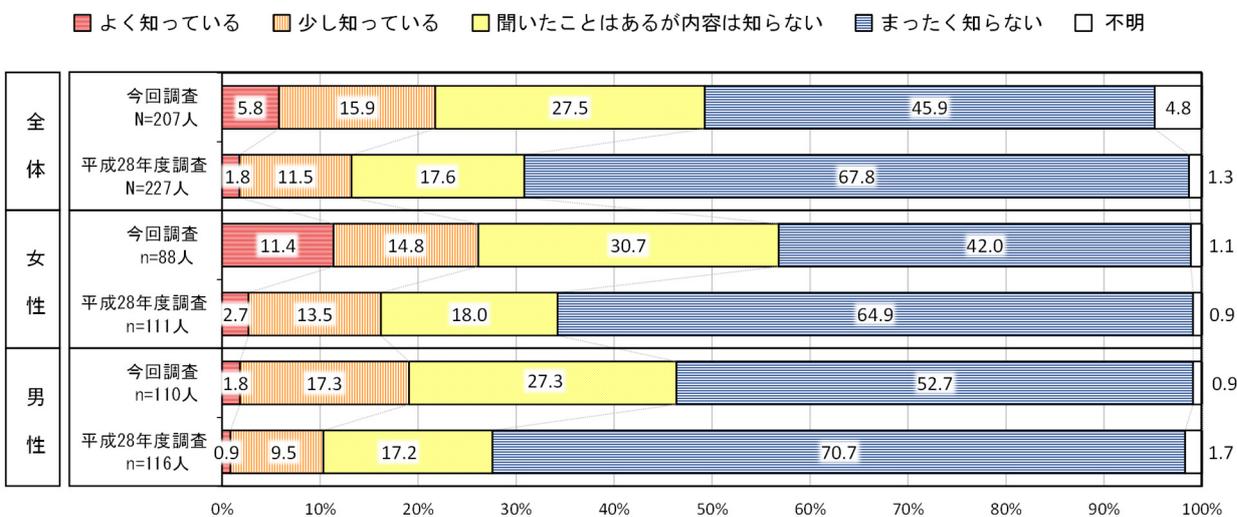
出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書
 佐賀県調査は「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査報告書」
 全国調査は「内閣府男女共同参画社会に関する世論調査」

【図表 3 - 3】「男女共同参画社会」の認知度（市民）



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表 3 - 4】「男女共同参画社会」の認知度（中学生）



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する中学生意識調査報告書

(1) 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
76	男女共同参画 出前講座の実施	・男女共同参画における市民の理解を深める学習の場として、出前講座（押しかけ講座）を実施します。	企画政策課	I
77	行政区長や公民館長の研修会等への参加促進	・各地域コミュニティを通じて、行政区長や公民館長に男女共同参画に関する研修会や講演会等の情報提供を行い、男女共同参画への関心と理解を高めます。	文化・スポーツ振興課 総務・防災課	II
78	各地域コミュニティセンターでの啓発	・地域コミュニティが企画した男女共同参画に関する活動の支援に努めます。	企画政策課	II

(2) 人権尊重のための啓発活動

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
79	人権に関する相談体制の充実	・人権擁護委員による人権相談に関して、市の広報紙やホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、相談できる環境整備を図るとともに、人権擁護委員が実施する人権教室などの啓発活動の支援を行います。	文化・スポーツ振興課	I
80	人権啓発活動講演会	・人権に関する意識啓発のための講演会等を開催し、正しい認識と人権意識の高揚を図ります。	文化・スポーツ振興課	I
81	法や権利を知るための広報活動	・国における人権に関する取組について、市の広報紙やホームページへの掲載、ポスター掲示等により内容の周知に努めます。	文化・スポーツ振興課	I

(3) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
82	多様な媒体を活用した広報・啓発活動	①男女平等の視点で市報紙面を作成するとともに、市報・ケーブルテレビ・ホームページ等の広報媒体により、男女共同参画に関する様々な情報をわかりやすく発信し、意識啓発を行います。	企画政策課	I
		②関係機関からの案内や情報の提供、男女共同参画週間に併せた関係図書配置など、男女共同参画にかかる情報コーナーの充実に努めます。	企画政策課 教育総務課	I
83	男女共同参画啓発事業	・生活の身近なところから男女共同参画について啓発を行います。また、フォーラムや講演会を開催し、男女共同参画社会の効果的な形成促進を図ります。	企画政策課	I

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けて、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

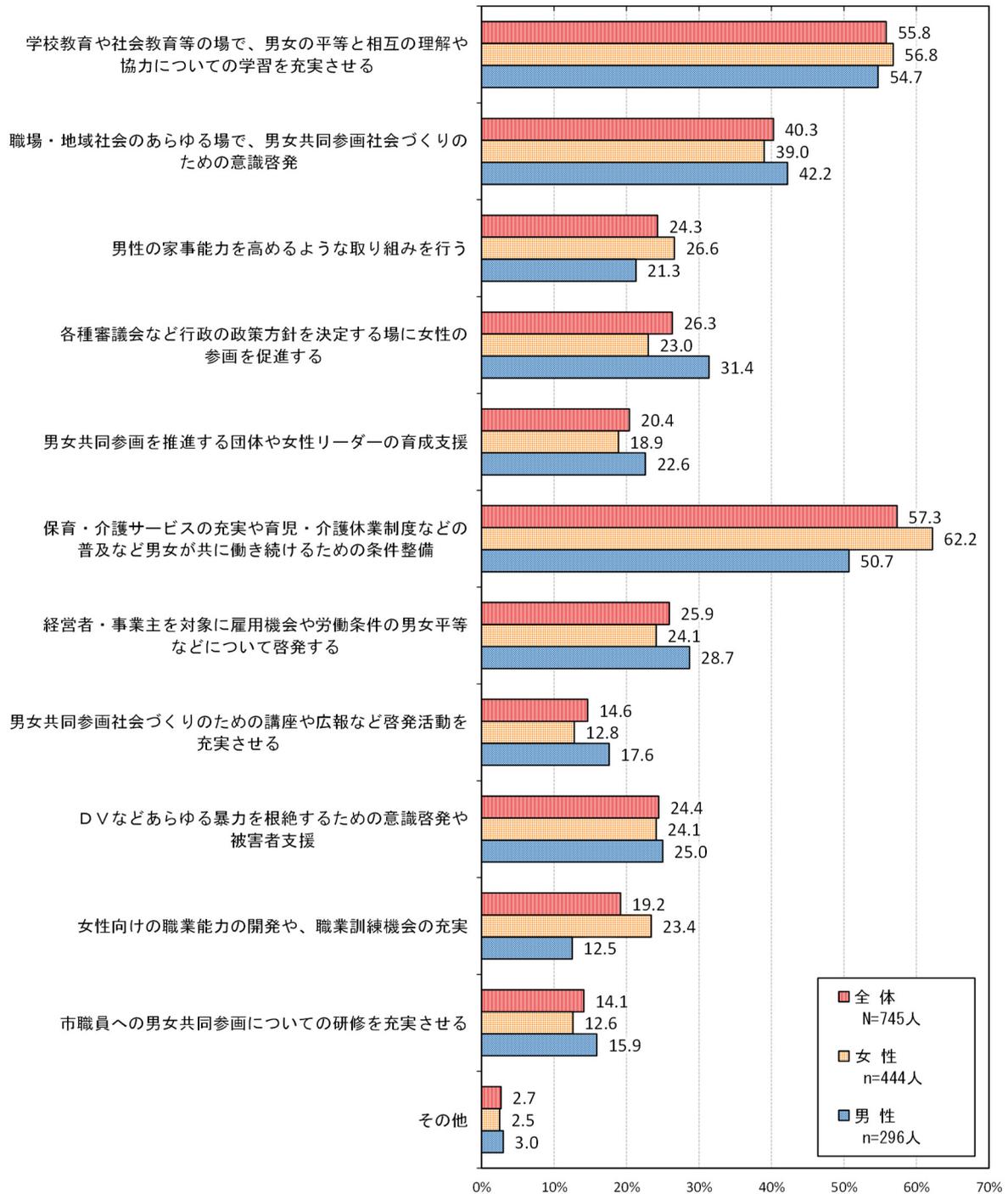
市民意識調査では、過半数の人が、男女共同参画社会実現のためには「学校教育や社会教育等の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」ことに力を入れるべきであると回答しています。【図表 3-5】

また、関係団体ヒアリング調査においても、子どもに対する教育の充実を求める意見が複数の団体から出されており、子どもの頃から、性別にかかわらず相互の人格や個性を尊重し合うとともに、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の充実が求められています。

教育に携わる者の男女共同参画に関する意識は、児童生徒に大きな影響を及ぼすため、教職員等に対しても、各種の研修を通じて男女共同参画に関する認識をさらに深め、学校教育の場での実践が求められています。

また、社会教育等の場においても、市民が自主的・主体的に学習に取り組むことができるよう、男女共同参画や人権・同和に関する学習の機会の充実が必要です。

【図表3-5】嬉野市が力を入れるべきこと



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

(1) 学校教育における男女共同参画の意識づくり

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
84	教職員の男女共同参画研修	・市内の小中学校において、セクシュアルハラスメント防止や、男女共同参画意識の啓発などを目的とした職場内研修を実施します。	学校教育課	I
85	ふれあい道德の充実	・市内の小中学校において、授業参観等の際に保護者も交えて道德の授業を実施し、児童生徒の人権意識などの高揚を図ります。	学校教育課	I
86	性に関する学習の充実	①発達段階に応じた性教育を行い、男女の相互尊重意識などの育成を図ります。	学校教育課	I
		②性的少数者（LGBTQ）に対する偏見や差別の解消、性の多様性に関する理解を促進し、いじめや差別を許さない人権教育を推進します。	学校教育課	I
87	DV 及びデート DV ²² 防止に関する教育の推進	①学校教育における DV の認識の向上及び人権教育、男女平等教育、性教育の推進を図ります。	学校教育課	I
		②デート DV に関する予防啓発及び人権を尊重した対等な人間関係を築くことができるよう学習機会を提供します。	学校教育課	I
88	職場体験・職業講話の実施	・職場体験や職業講話等を通して、性別を問わず職業選択の可能性や働き方があることを伝える機会を提供します。	学校教育課	I
89	中学生の意識調査の実施	・中学生の男女共同参画意識調査を実施することで、啓発を含め、その結果を今後の計画に反映させます。	企画政策課	I

²² デートDV

交際関係の間で、関係が対等でなく、相手を支配しようとしたり、暴力をふるったりして、相手の心や体を傷つけること。

(2) 家庭・地域社会における学習機会の充実

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
90	家庭における男女共同参画の促進	・家庭における男女共同参画を推進するため、男性を対象とした講座や男女共同参画に関する案内を公民館に設置し、意識向上のきっかけづくりに努めます。	文化・スポーツ振興課	I
91	人権同和学習の機会の提供	・人権意識の高揚に努め、同和問題をはじめとするあらゆる差別を解消し、民主的な社会の基礎となる人権・同和教育の正しい理解を広め、推進させます。	文化・スポーツ振興課	I
92	男女共同参画についての図書資料の提供	・男女平等の意識を高めるため、男女共同参画の視点を持った図書・資料を収集し、利用者へ提供を図ります。	教育総務課	I

重点目標 3 仕事と家庭の調和のための多様で柔軟な働き方の支援

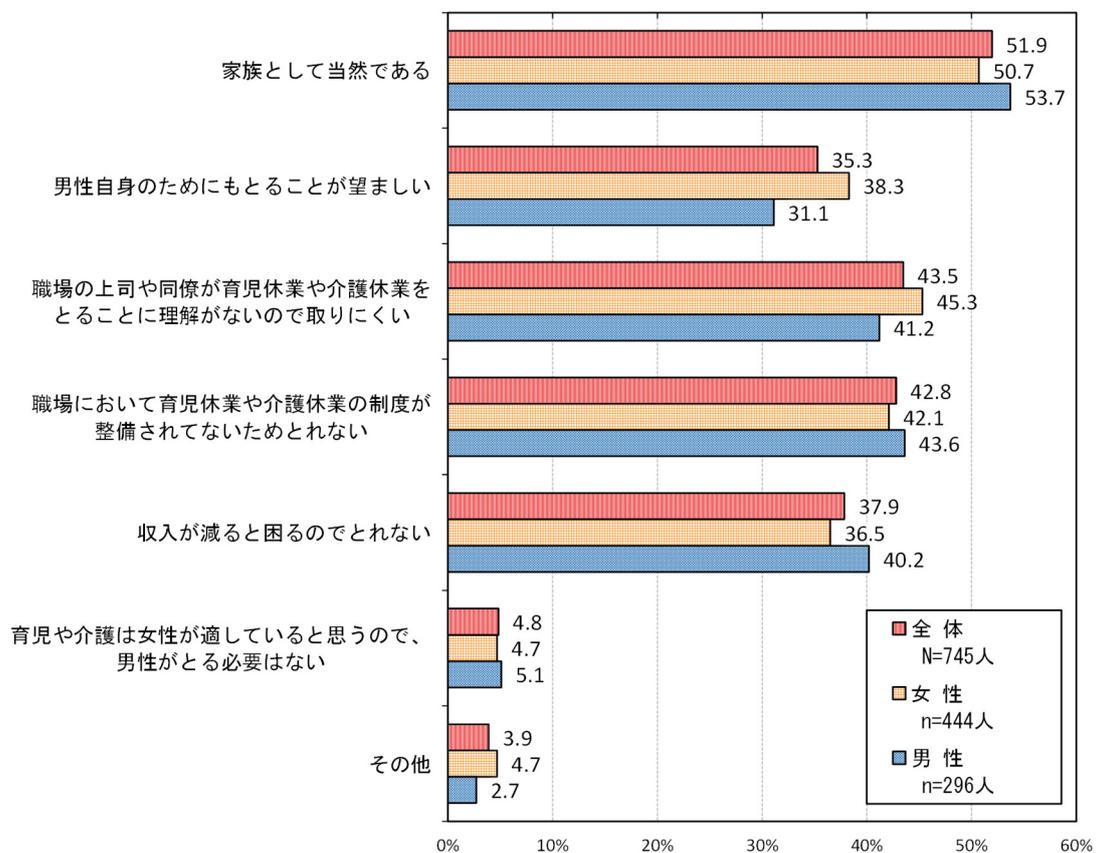
【現状と課題】

市民意識調査では、男性が育児休業や介護休業を取ることにについて、「職場の上司や同僚が、育児休業や介護休業をとることに理解がないので取りにくい」と感じている男性が 41.2%います。さらに、「育児や介護は女性が適していると思うので、男性がとる必要はない」と考えている人は、全体が 4.8%、女性が 4.7%、男性が 5.1%います。【図表 3-6】仕事と育児・介護の両立のための雇用環境は不十分であり、制度の周知と取得促進等の環境整備が必要です。

休日の家事（育児・介護を含む）については、男性は 35.5%が 1 時間以上関わっており、前回調査より 8.1 ポイント増加しています。しかし、女性は 75.7%が 1 時間以上関わっており、その中でも 36.5%の人は 3 時間以上関わっています。

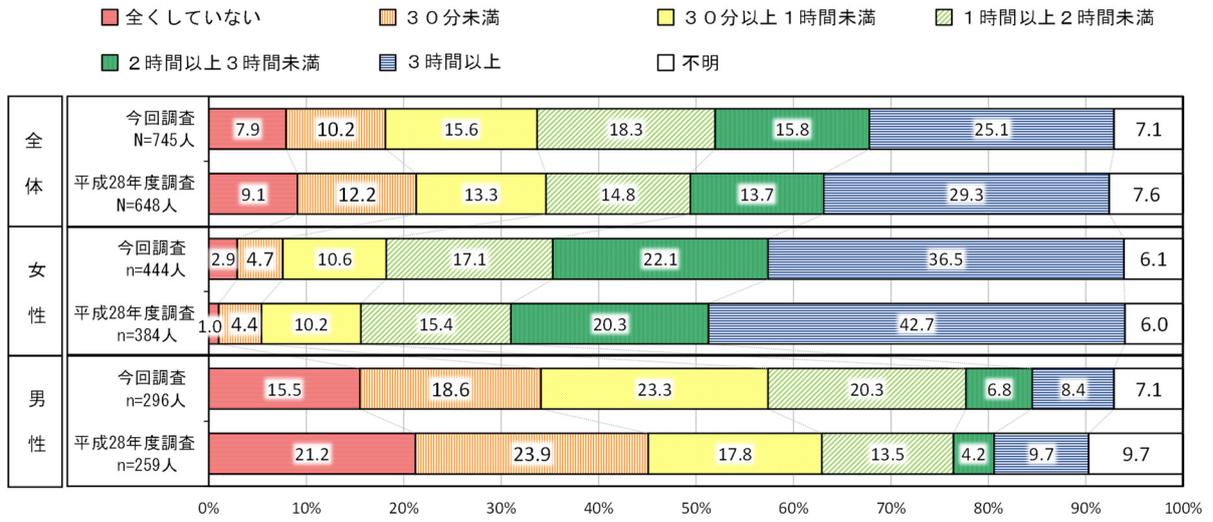
【図表 3-7】家庭生活において男性の家事に関わる時間は増加していますが、負担が女性に偏っている現状があるため、より一層の男性の参画促進が必要です。

【図表 3 - 6】男性の育児休業や介護休業取得についての考え



出典：令和 3 年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

【図表3-7】 休日の家事（育児・介護を含む）に関わる時間



出典：令和3年度 嬉野市男女共同参画に関する意識調査報告書

(1) 多様な働き方の普及・推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
93	育児休業・介護休業制度の周知と活用の促進	・働く人が安心して育児、介護を行うことができるよう育児休業、介護休業制度の普及・啓発に努めます。また、国や県と連携し、男性も取得しやすい職場環境づくりを促進します。	企画政策課 観光商工課	I
94	ライフスタイル ²³ に応じた多様な働き方に関する広報と情報提供	・就労意欲を持つ女性が自分に合った働き方を選択できるように短時間勤務や在宅勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方の情報を収集し提供します。	企画政策課	I
95	武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援事業「よかワーク」	・男女を問わず育児や介護を行う人等を対象に、すきま時間を活用して働くことができるよう、武雄市と連携し企業とマッチングを行います。	観光商工課	I C

²³ ライフスタイル
人生観、価値観、習慣等を含めた個人の生き方のこと。

(2) 男性にとっての男女共同参画の推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
96	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	・男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立し、豊かで充実した生活を送ることができるよう、事業所に対して長時間労働の削減や有給休暇取得の促進など、働き方の見直しについて周知・啓発を行います。また、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知し、実践を促すための啓発を推進します。	観光商工課 企画政策課	I
97	男性の料理教室の開催	・男性の料理教室を開催することで、男性の家事への積極的な参加を促進し、健康や食生活への関心・理解促進を図ります。	健康づくり課	I
98	親子のふれあいの場への父親の参加促進	・親子のふれあいの場への父親の参加を促し、父親と子どもが運動遊びなどを通して親子の交流を深めることで、父親の子育てに関する意識を高めます。	子育て未来課	I
99	家事・育児・介護などに参画するための情報提供や講座の開催	・男性を対象とした家事・育児・介護等を支援する情報提供や講座等を開催し、家庭生活における関わりを積極的に促します。	文化・スポーツ振興課 子育て未来課 福祉課	I
100	男性の家庭・地域参加に向けた理解・促進のための啓発	・男性の家事・育児・介護への参画や育児・介護休業等の取得に対し、家庭、地域、職場など周囲の理解を深めるため、国、県と連携した意識啓発に努めます。	企画政策課 観光商工課	I

重点目標 4 子育て・介護環境の整備

【現状と課題】

本市では、「嬉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する相談体制や家庭と仕事の両立ができる環境を整備し、全ての子どもが健やかに成長できるよう各事業に取り組んでいます。その中で、子育て家庭の孤立化や子育ての不安・負担感の解消を図るため、相談窓口の充実を図っており、子育て支援センター及びこどもセンターに加え、令和2年度より子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、幅広い相談に対応できる体制を整備しています。

また、高齢者分野に関しては、「嬉野市高齢者保健福祉計画」を策定し、全ての高齢者が地域でいきいきと安心して暮らせる社会の構築のための取組を行っています。市内3か所に地域包括支援センターを設置し、介護保険やその他保健福祉サービスに関する相談等に対応しており、相談内容に応じて関係機関等と連携を図り、支援や制度の利用につなげています。

今後も、子育てや介護に関する制度やサービスの周知、必要とされるサービスの充実に努め、仕事と育児・介護の両立ができる環境の整備が必要です。

(1) 子育てに関する社会的支援の充実

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
101	「嬉野市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた事業の推進	・仕事をしながら子育てをしている親が安心して働けるよう、また、子どもが安全に過ごせるように子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備します。	子育て未来課	I
102	障がいのある子を含む全ての子どもに対する教育の支援	・早期からの就学相談・支援体制について、早期支援コーディネーターを中心に幼稚園や保育所等への訪問、情報交換の充実を図り、福祉部局と連携しながら、乳幼児期から青年期まで継続的な支援体制の充実に努めます。	学校教育課	I

(2) 介護に関する社会的支援の充実

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
103	「嬉野市高齢者保健福祉計画」に基づいた事業の推進	・介護保険制度の周知、相談体制及び福祉サービス等の充実に努め、自宅で介護をしている人が仕事と介護の両立ができるよう支援します。	福祉課	I

重点目標 5 国際的な協調の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりに向けての取組は、国際社会における様々な取組と密接に関係しており、男女共同参画基本法では「国際的協調」が基本理念の一つになっています。本市においては令和4年1月1日現在、104世帯（外国人世帯数）158名の諸外国の人々が暮らしていることから、各国の生活や文化を理解し、身近なところから国際理解を深めることが必要です。

また、外国の多様な文化や価値観を尊重できるよう意識啓発を図るとともに、男女共同参画の国際的な動向について情報を収集し、市民へ提供することが必要です。

（1）国際理解のための学習機会等の充実

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
104	国際理解のための学習・交流機会の充実	・外国の歴史や文化、生活習慣などへの理解を深めるため、公民館講座や「カフェこくさいじん」等を定期的で開催し学習の機会を設けます。	文化・スポーツ振興課 観光商工課	I
105	国際理解教育の推進	・ALT（外国語指導助手）や英語活動推進員の授業、オンライン英会話を通じて、外国の生活や文化に対する理解を深め、国際理解教育の充実に努めます。	学校教育課	I
106	男女共同参画に関する国際的な情報の収集	・男女共同参画に関する国際的な動向や先進事例などの情報を収集し、市民への提供に努めます。	企画政策課	II B

（2）国際交流・協力の推進

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
107	国際交流・海外派遣事業などへの参加促進	・国際的な視野を持った人材を育成するため、海外からのスポーツ合宿誘致や外国の観光地との交流を検討します。	観光商工課 文化・スポーツ振興課	II



基本的な考え方

男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ効果的に推進するためには、市（行政）と市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者、市民団体・グループ等が目標を共有し、それぞれの立場から主体的な取組を展開することが欠かせません。そのため、庁内の推進体制を強化するとともに、市（行政）と市民、各種団体等が相互に連携を図る体制の整備・強化を図ります。

重点目標 1 推進体制の整備・強化

【現状と課題】

行動計画は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ具体的な事業計画であり、その施策は行政のあらゆる分野に及んでいます。計画の推進のためには、担当課である企画政策課はもとより、市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めることが必要です。

また、本市の男女共同参画推進本部においては、現行では部長以上となっている部員の資格を見直し、女性部員の配置の拡大を検討しています。

(1) 男女共同参画のための推進体制の整備・強化

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
108	男女共同参画推進本部体制の強化	・男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、体制を見直し、女性の本部員の配置の拡大を図ります。	企画政策課	Ⅱ A
109	嬉野市男女共同参画を推進する条例の適正な遂行	・条例に基づき行動計画を策定し、行動計画に沿った各種事業に積極的に取り組みます。	企画政策課	I
110	市の施策等に関わる苦情への対応	・男女共同参画に関する施策に関し、市民または事業者から苦情を受けた場合は、男女共同参画審議会を開催し意見を求めるなど、迅速かつ適切に問題の解決に努めます。	企画政策課	I
111	「女性が輝くまちづくり」の推進	・市のあらゆる施策に女性目線を積極的に取り入れ、女性が輝くまちを目指します。	関係各課	Ⅱ
112	特定事業主行動計画の目標達成に向けた取組	・嬉野市特定事業主行動計画及び嬉野市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる目標達成に向けた取組や計画の検証、取組状況の公表など着実な推進に努めます。	総務・防災課	I
113	市職員に対する意識啓発	・男女共同参画の視点を持って各施策が実行されるよう、市職員への男女共同参画に関する研修を実施します。また、市や県が実施する講演会やセミナーへの参加の呼びかけ等の広報・啓発を行い、職員の意識啓発に努めます。	企画政策課	I
114	男女共同参画に関する意識調査の実施	・市民意識調査を5年に1度実施し、市民の意識や現状を把握し、政策に反映させます。また、市職員に対し男女共同参画に関する認識を深めるために調査を実施します。さらに、事業所を対象とした調査の実施を検討し、男女共同参画に関する取組や考え方の把握に努めます。	企画政策課	I

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
115	庁内における 職場環境の整備	①ノーマル残業デーを実施し長時間労働の削減に努めます。また、年休、育児・介護休業等の取得を促進し、仕事と家庭の両立を支援します。	総務・防災課	I
		②男女差のない職務配置を考慮し、本人の希望、能力を踏まえた配置に努めます。また、男女を区別せず積極的な研修受講を促進し、女性職員の幹部登用へ向けた意識づけを図ります。	総務・防災課	I

(2) 男女共同参画行動計画の進行管理

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
116	男女共同参画 審議会の運用	・男女共同参画行動計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、事業の効果的な実施を図ります。	企画政策課	I

重点目標 2 協働による取組の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、市（行政）による取組だけではなく、市民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が欠かせません。

本市では、行動計画の浸透を図るための男女共同参画連絡会議は編成していませんが、男女共同参画審議会において調査審議を行っています。また、男女共同参画審議会の委員は様々な分野から選出されており、委員同士で連携が図られている場合もあります。連携体制を構築するために、男女共同参画に関する活動を行っている市民団体やグループ、女性の活動グループ等の状況を把握することが必要です。さらに、男女共同参画に関する国や県の取組、民間団体における取組についての情報を収集し、市民へ提供することも必要です。

（1）国・県・他市町村や市民・各種団体との連携

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
117	国・県等との連携	①国、県及び他市町村との情報交換を行い、相互に連携を深めながら効果的な施策の展開に努めます。	企画政策課	I
		②国、県等が主催する会議等に積極的に参加し、情報収集及び男女共同参画推進に関する理解を深めます。	企画政策課	I
118	市民団体との連携・活動支援	・男女共同参画に関する活動等を行っている市民団体やグループ等の状況を把握し支援するとともに、相互の連携と協働を図ります。	企画政策課	I
119	男女共同参画連絡会議の編成	・行動計画の浸透を図るため、市内の各種団体等との連携体制づくりを検討します。	企画政策課	Ⅲ
120	施策・方針決定過程の透明性の確保	・市民の行政への参画を促進するため、事業計画段階での進捗状況や審議会、協議会等の結果等の情報を公表します。また、計画の策定時にはパブリックコメントを実施する等、市民からの意見を広く取り入れながら計画の策定・推進に努めます。	関係各課	I

重点目標 3 総合支援施設の充実

【現状と課題】

本市の女性・子ども家庭支援センターでは、DV相談を含め、夫婦や家庭内の心配ごと、育児不安などの相談に、保健師、家庭相談員、母子父子自立支援員、婦人相談員等が対応し、相談者に寄り添った支援を行っています。また、支援が必要な家庭の早期発見や虐待の未然防止のため、保育園・幼稚園・小中学校を定期的に訪問し、教職員等から聞き取りを行うことで、支援の必要な子どもの掘り起こしやニーズに応じた支援を行っています。

今後も、関係機関と連携し迅速な対応に努めるとともに、相談者が相談しやすい環境の整備や相談員の育成・専門性の向上など相談体制の強化を図ることが必要です。

(1) 女性・子ども家庭支援センターの充実

No.	具体的事業	事業の概要	担当課	区分
121	女性・子ども家庭支援センターの運用	・相談者が気軽に訪れ、相談できる場として、女性・子ども家庭支援センターの運用の充実及び相談員の育成を図ります。	子育て未来課	I

第4次嬉野市男女共同参画行動計画の目標値

基本目標Ⅰ：あらゆる分野における女性の参画拡大

指 標	2021 年度実績値	2027 年度目標値	担当課
市の各種審議会等の女性委員の割合	30.5% (2022年)	40.0%	関係各課
市の管理職に占める女性の割合	18.8%	30.0%	全庁
女性人材リスト登録者数	0人	14人	企画政策課
職場において男女の地位が「平等である」と感じている人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 23.0% 男性 23.6%	女性 30.0% 男性 30.0%	企画政策課
家族経営協定締結農家の数	76戸	80戸	農業委員会
市の女性区長数	0人	5人	総務・防災課

基本目標Ⅱ：生涯を通して安全・安心な暮らしの実現

指 標	2021 年度実績値	2027 年度目標値	担当課
「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉が「内容まで知っている」人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 77.5% 男性 75.7%	女性 85.0% 男性 85.0%	企画政策課
DV 被害を受けた際に「我慢した」人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 43.8% 男性 42.9%	女性 20.0% 男性 20.0%	企画政策課
性的少数者（LGBTQ）という言葉が「内容まで知っている」人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 33.6% 男性 36.5%	女性 50.0% 男性 50.0%	企画政策課
乳がん検診受診率	22.2%	31.2%	健康づくり課
特定健康診査受診率	46.7%	55.0%	健康づくり課
防災会議の女性委員の割合	20.0%	30.0%	総務・防災課
防災訓練を実施した地域コミュニティ数	2 か所	7 か所	総務・防災課
女性消防団員数	48 人	55 人	総務・防災課

基本目標Ⅲ：男女共同参画社会実現のための意識改革・環境整備

指 標	2021 年度実績値	2027 年度目標値	担当課
「男女共同参画社会」という言葉を「内容まで知っている」人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 44.4% 男性 44.9%	女性 60.0% 男性 60.0%	企画政策課
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の男性市職員の割合 (男女共同参画に関する市職員意識調査)	—	75.0%	企画政策課
学校教育の場において、男女の地位が「平等である」と感じている人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 45.3% 男性 42.9%	女性 60.0% 男性 60.0%	企画政策課
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女の地位が「平等である」と感じている人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 7.0% 男性 8.4%	女性 15.0% 男性 15.0%	企画政策課
家庭生活において、男女の地位が「平等である」と感じている人の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	女性 24.8% 男性 33.1%	女性 40.0% 男性 40.0%	企画政策課
市職員の男性の育児休業取得率	0.0%	20.0%	全庁
休日に家事（育児・介護含む）に費やす時間が平均1時間以上ある男性の割合 (令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査)	35.5%	45.0%	企画政策課
ファミリー・サポート・センター会員数	おねがい会員 409人 まかせて会員 74人	おねがい会員 425人 まかせて会員 95人	子育て未来課
国際理解のための学習・交流活動の回数	21回	36回	文化・スポーツ振興課

基本目標Ⅳ：推進体制の充実・強化

指 標	2021 年度実績値	2027 年度目標値	担当課
市職員の一月当たりの平均超過勤務時間	8.7 時間	8.0 時間	全庁
男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数（市民団体との連携）	230 人	300 人	企画政策課
相談員の研修参加回数	21 回	25 回	子育て未来課

資料編

1 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構

成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、

家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計

画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残

任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日

に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動に

ついて家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動

計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取

り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと

認めるとき。

- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定

は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動

- 計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人をを超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができる

ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定

により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第

十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政

令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五

十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に

かかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として
いる住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、
又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している

子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないと

き又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公

証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官

は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一

項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同条の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同条の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同条の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事

件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を行い、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一

項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘察し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する

不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

4 嬉野市男女共同参画を推進する条例

(平成26年3月28日条例第1号)

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会の動きと連動しつつ進められており、さらに、国においては男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が平成11年6月に制定された。

本市においては、平成18年7月に嬉野市男女共同参画審議会を設置し男女共同参画社会の実現を目指して、基本計画の策定を行い、様々な施策を展開してきた。

しかし、男女の役割を性別によって固定的に捉える役割分担意識が今なお根強く残っており、これらの要因を解消し、男女を問わず一人一人にその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることが重要である。

このような認識に立ち、男女がともに自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、嬉野市（以下「市」という。）における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自からの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積

極的に提供することをいう。

- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内において地縁に基づいて形成された団体及び地域社会の維持や形成に資する活動を行う団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人等親密な関係にある者に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言語による暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保すること。
- (2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行について改めていくこと。
- (3) 男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな分野の政策及び方針の立案及び決定の場に参画できるようにすること。
- (4) 男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族構成員としての役割と職場、地域、学校等の社会生活における活動が両立できるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する取組が、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を定め、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体、市民及び事業者等との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。
- 2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画社会の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業や活動を行うに当たって、基本理念に基づき、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治組織等の責務)

- 第7条 自治組織等は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を有する存在であることから、地域活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うよう努めるものとする。
- 2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

- 第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画の推進に重要な役割を果たすことから、その教育を行う過程において、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとする。
- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の禁止等

(人権侵害行為の禁止)

- 第9条 全ての人は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

(情報の公表に際しての配慮)

- 第10条 全ての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

- 第11条 市長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を定め、又は変更するときは、嬉野市男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、市民及び事業者等の意見が反映されるよう努めなければならない。
 - 3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
 - 4 市長は、毎年、基本計画の実施状況等について点検し、審議会に報告しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第12条 市は、施策を策定及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための取組)

- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

- 第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行う

ものとする。

(市民への支援)

- 第15条 市は、市民が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、市民との協働に努めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、男女が共に家庭生活における活動と仕事、地域生活、個人の自己啓発活動等を両立させるため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

- 第16条 市は、事業者に対し、その事業活動において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、家族経営的な農林水産業、商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な支援を行うものとする。

(自治組織等への支援)

- 第17条 市は、自治組織等に対し、男女共同参画の推進を図るための必要な支援を行うものとする。

(教育に携わる者への支援)

- 第18条 市は、教育に携わる者に対し、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育において、男女平等意識の醸成及び男女共同参画の推進が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

第4章 男女共同参画に関する意見及び相談の申出

(意見及び相談への対応)

- 第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から意見の申出を受けた場合には、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、嬉野市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害、行為等に関し、市民及び事業者等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、必要な措置を講ず

るものとする。

第5章 嬉野市男女共同参画審議会

(設置)

- 第20条 男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、嬉野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) 前条第1項に規定する意見に関する事項
 - (3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、嬉野市男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
- (1) 関係団体の推薦を受けた者
 - (2) 男女共同参画に関し識見を有する者
 - (3) 公募による者
- 3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に定めている嬉野市男女共同参画基本計画は、第11条の規定により定めた基本計画とみなす。

5 嬉野市男女共同参画審議会規則

(平成26年3月28日 規則第11号)

(趣旨)

第1条 この規則は、嬉野市男女共同参画を推進する条例(平成26年嬉野市条例第1号)第21条第5項の規定に基づき、嬉野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画に関する事務を所掌する課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

6 嬉野市男女共同参画審議会委員名簿

番号	氏名	団体名	役職
1	田口香津子	学識経験者 (佐賀県立男女共同参画センター アバンセ館長)	会長
2	藤田達美	嬉野市民生委員・児童委員協議会	副会長
3	松本泰宏	(一社)嬉野温泉観光協会	委員
4	大曲康智	嬉野市人権擁護委員会	委員
5	富永辰弘	嬉野市行政区長会	委員
6	諸岡博子	嬉野市地域婦人連絡協議会	委員
7	永田由美	国際女性教育振興会 佐賀	委員
8	大久保貴美子	うれしの ^{とも} 男女ネットワーク	委員
9	岡典子	嬉野市商工会	委員
10	中島恵美子	JA 佐賀みどり地区塩田(JA 女性部)	委員
11	草刈哲平	嬉野市PTA連絡協議会	委員
12	宮崎杏美	公募市民	委員

※順不同

7 第4次男女共同参画行動計画策定の経緯

令和3年度から令和4年度

期 日	内 容
令和3年10月19日 ～令和3年11月2日	・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和4年3月上旬 ～令和4年3月下旬	・男女共同参画に関する中生意識調査の実施
令和3年度第2回審議会 令和4年3月29日(火)	・市民意識調査報告
(令和4年度 第1回審議会) 令和4年7月26日(火)	・コロナ禍により書面会議で開催 ・第4次男女共同参画行動計画協議資料配布
(令和4年度 第2回審議会) 令和4年10月25日(火)	・第4次男女共同参画行動計画(説明・協議)
(令和4年度 第3回審議会) 令和4年11月29日(火)	・第4次男女共同参画行動計画(素案の検討)
(令和4年度 第4回審議会) 令和5年1月19日(木)	・第4次男女共同参画行動計画(素案の検討)
令和5年2月1日～2月28日	パブリックコメント
(令和4年度 第5回審議会) 令和5年3月7日(火)	・第4次男女共同参画行動計画(案)について (パブリックコメント結果報告および最終協議)
令和5年3月	・第4次男女共同参画行動計画書および概要版策定

**第4次嬉野市男女共同参画行動計画
(嬉野市女性活躍推進計画)
(嬉野市DV被害者支援基本計画)**

令和5年3月

発行 嬉野市 総合戦略推進部 企画政策課

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

TEL : (0954)66-9117 FAX : (0954)66-3119

E-mail : kikaku@city.ureshino.lg.jp



嬉野市